

(第一類 第四号)

第二回國會 衆議院 司法委員會會議錄 第五十号

昭和二十三年七月四日(日曜日)

午後二時三分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 鎌治 良作君 理事 石川金次郎君

理事 八並 達雄君

花村 四郎君 松本 弘君

明禮輝三郎君 石井 繁九君

猪俣 浩三君 榎原 千代君

中村 俊夫君 吉田 安君

大島 多藏君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君

出席府政委員

法務行政長官 佐藤 藤佐君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 貞一君

衆議院參事 福原 忠男君

七月三日

青年補導法案(參議院提出)(第四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

檢察審査会法案(内閣提出)(第三号)

○井伊委員長

これより會議を開きます。

檢察審査会法案を議題といたします。

修正案について福原法制部第一部長から御説明を願いたいと思ひます。

○福原説明員

ただいま委員長からの御命令によりまして、檢察審査会法案の修正案について、かねて委員長の命を受けまして、衆議院法制部において

考へておりましたところもございす。その点については一應修正案としてお手もとまでお配りしてあります。が、その大要をここで申し上げて御參考に供したいと思ひます。

まず修正案についてはこまかい点について一、二文章上の修正がございすが、その点は省略いたしまして、要は委員長よりの命令の御趣旨が、この法案が大体政府原案によりまゝと、當時の予算額面において三億四千二百万円ほどの費用がかかる。これは目下のおが國の情勢から申しまして、必ずしも少額とはいへないもので、可及的少額においてこの趣旨を徹底できるような修正を考へてくれというお話でございまして、その線に沿つてやつたことと申します。まず、考へまするに、原案はかような仕組になつておるのでございす。まず従来の陪審員法の選任と大体同じ形をとつておりまして、陪審員に相當いたします檢察審査員の選任について、三段階の選任方法を考へておるのでございす。すなわち市町村選舉管理委員會が、檢察審査員資格者名簿をつくるというこになつております。この檢察審査員資格者名簿と申しますものは、衆議院議員の選舉人名簿を土台といたしましてそのうちから特に政府原案の五條ないし六條の不適合者と申しまして、そのようになつておるのでございす。そのうちから特に政府原案の五條ないし六條の不適合者と申しまして、そのようになつておるのでございす。そのうちから特に政府原案の五條ないし六條の不適合者と申しまして、そのようになつておるのでございす。

そのうちから六十人ずつの——總計六十人ですから、各市町村についてはおそろく五人とか七人とかいうわずかな数の候補者を選んでその名簿をつくつて、これを檢察審査会の事務局の方に送る。これでもつたにだにその中から檢察審査会では檢察審査員及び補充員を選ぶというこにして、中間の檢察審査員資格者名簿を全然省略することにしたのでございす。前にも申し上げたようにこの檢察審査員資格者名簿のといふものは、選舉人名簿約九割くらいの人を登録した膨大な名簿でございすので、これをつくるための費用が莫大だろうと考へるのでございす。それでその点を除いただけでもかなりの費用の軽減になり、その他さきに申した市町村への通知を三百人を六十人まで減らして五分の一にいたしました関係からも経費の節減がございすので、大体この案でいきますと、一億八千万程度の予算でこの法律の運営が賄えるのでございす。非常に端折つて申し上げまして、御了解がだいたひあるかと思ひますが、もし御質問があれば申し上げます。

○井伊委員長

御質疑はございせんか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

そのうちから六十人ずつの——總計六十人ですから、各市町村についてはおそろく五人とか七人とかいうわずかな数の候補者を選んでその名簿をつくつて、これを檢察審査会の事務局の方に送る。これでもつたにだにその中から檢察審査会では檢察審査員及び補充員を選ぶというこにして、中間の檢察審査員資格者名簿を全然省略することにしたのでございす。前にも申し上げたようにこの檢察審査員資格者名簿のといふものは、選舉人名簿約九割くらいの人を登録した膨大な名簿でございすので、これをつくるための費用が莫大だろうと考へるのでございす。それでその点を除いただけでもかなりの費用の軽減になり、その他さきに申した市町村への通知を三百人を六十人まで減らして五分の一にいたしました関係からも経費の節減がございすので、大体この案でいきますと、一億八千万程度の予算でこの法律の運営が賄えるのでございす。非常に端折つて申し上げまして、御了解がだいたひあるかと思ひますが、もし御質問があれば申し上げます。

○井伊委員長

御質疑はございせんか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

そのうちから六十人ずつの——總計六十人ですから、各市町村についてはおそろく五人とか七人とかいうわずかな数の候補者を選んでその名簿をつくつて、これを檢察審査会の事務局の方に送る。これでもつたにだにその中から檢察審査会では檢察審査員及び補充員を選ぶというこにして、中間の檢察審査員資格者名簿を全然省略することにしたのでございす。前にも申し上げたようにこの檢察審査員資格者名簿のといふものは、選舉人名簿約九割くらいの人を登録した膨大な名簿でございすので、これをつくるための費用が莫大だろうと考へるのでございす。それでその点を除いただけでもかなりの費用の軽減になり、その他さきに申した市町村への通知を三百人を六十人まで減らして五分の一にいたしました関係からも経費の節減がございすので、大体この案でいきますと、一億八千万程度の予算でこの法律の運営が賄えるのでございす。非常に端折つて申し上げまして、御了解がだいたひあるかと思ひますが、もし御質問があれば申し上げます。

○井伊委員長

御質疑はございせんか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

そのうちから六十人ずつの——總計六十人ですから、各市町村についてはおそろく五人とか七人とかいうわずかな数の候補者を選んでその名簿をつくつて、これを檢察審査会の事務局の方に送る。これでもつたにだにその中から檢察審査会では檢察審査員及び補充員を選ぶというこにして、中間の檢察審査員資格者名簿を全然省略することにしたのでございす。前にも申し上げたようにこの檢察審査員資格者名簿のといふものは、選舉人名簿約九割くらいの人を登録した膨大な名簿でございすので、これをつくるための費用が莫大だろうと考へるのでございす。それでその点を除いただけでもかなりの費用の軽減になり、その他さきに申した市町村への通知を三百人を六十人まで減らして五分の一にいたしました関係からも経費の節減がございすので、大体この案でいきますと、一億八千万程度の予算でこの法律の運営が賄えるのでございす。非常に端折つて申し上げまして、御了解がだいたひあるかと思ひますが、もし御質問があれば申し上げます。

○井伊委員長

御質疑はございせんか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

○松本委員

この資格者名簿といふのは何ですか。衆議院議員の選舉権を有する者の中から第五條にある者を除いたのと、第六條にもありますが、こういう者を皆除いて、檢察の審査員資格者名簿といふことになつておつたのです。これは要らなくなつたといふのですか。

調べたものということになるのであり

であります。

○松木委員 第十九條に毎年一月三十

現任しているというふうに立案されて

第四條中「専任六百九十七人二級、専

つて指示することになつておるのか、

ます。その資格者名簿の中から、今度

一府縣を單位にいたしまして三百名

月三十一日に第三群、十月三十一日に

○松木委員 そうすると最初十一人を

九人二級、専任四千六百九十九人三級」に

○佐藤（府）政府委員 檢察審査会で、

を割当てておられます。そうして

第四群、こうなつて、候補者の中から

一月は五人、四月は六人、七月は五

一人を選ぶ場合の後にそうなるのです

○松木委員 これはたび／＼會議を開

の結果檢察官の取扱ひが不適当であると

者名簿の中から、くじでもつて選ん

で、千二百人に相當する数の候補者名

簿をつくり上げるのでございます。そ

○松木委員 それは附則にございま

くほどの用事はないだろうと思ふので

の、さうな場合には、檢察官適格

部、これは選挙権を有しますし、ま

た五條と六條の適格をもつておる者

六箇月になつておつて、一年に一群、

て、最初だけは十一人を選ばなければ

たいへんだと思ひます。任期を六箇月

にしておるのはどういふ理由ですか。

ちから選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

それが原案の考え方です。ところが修

正案では、その選挙権を有する者全体

について五條、六條の適格が不適格か

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

から選ばれますから、その者をただ

だれでもくじでもつて檢察審査員、あ

るいは補充員に選べば、それがそのま

○佐藤（府）政府委員 実はこの檢察審

査員の任期をもつと長くしようかとい

つた、あるいは不適当であつたとい

ま檢察審査員であり、補充員として不

都合がないことになるのであります。

○福原説明員 ただいまの半数選任と

許にお配りしました修正案の最後のと

常に習熟いたしました事務的には非

で、檢察官適格審査委員会に必ず送付

を調べるといふことは、非常な手数

がかかることですから、要は最終的の檢

察審査員あるいは補充員が、五條、六

○松木委員 そうでなく、御説明の

際、漏らした点がございまして、そ

の点を申し上げます。それは先にお手

○松本委員 もう一点ちよつとお聴きしたいと思ひます。こういう制度はなければなくて済むのですけれども、こういう制度をつつて民主化するというには、相当権威あるものでなければならぬと思はれるのですが、第四十七條に「検事は、前條の規定により議決書原本の送付があつた場合において、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと見做るときは、起訴の手続をしななければならない」とあるが、この規定は、結局検事の権限いかにある。審査会の議決は検事の意見でどうでも左右せられる、こういうふうに解釈されるのであります。一方起訴をするという事は、内部はどうかかわりませんけれども、検事の了解を得て起訴不起訴を決定するようになつておれば聞いておるのですが、そういうことはないにしても、自分の監督にある検事の不起訴にしたものを是正して起訴することも、ちよつと検事正としては監督の責任にある人ですから、やりにくいことであらうと思ふのですけれども、そうなつてくると、議決をしても、ただ参考にして起訴すべきものと思ふればするし、しなくてもよいということになると、審査会とは全く権威がないように思はれるのですが、その点はどうでしょうか。

○佐藤(農)政府委員 その点は立案にあたりまして非常に問題になつた点でございまして、非常問題になつた点でございまして、仰せのように檢察審査会の議決を参考にするというだけでは、檢察審査会の権威がないではないかという御意見はごつともでありますけれども、かような制度ができてまして、檢察の民主化を目指しておる以上は、檢察

事正はできるだけ檢察審査会の意見を尊重して善処することを私どもは期待しておるのであります。それから檢察正がすべて檢察審査会の議決通りに動いたらいけないかというふうにも考えられるのであります。そういうたしなると、つまり檢察審査会の議決に盲従することになりますれば、檢察正がその起訴、不起訴について責任を負うことができないことになるのであります。建前としては起訴、不起訴を決定し、その公訴を維持することは、檢察正の全責任をもつてやらなければならぬという建前で、檢察正が起訴、不起訴を決定するにあつては、檢察審査会の意見を極力尊重する。こういう二つの建前を調和してかような立案になつたのであります。檢察正が先には下條の検事の調へについて不起訴でよろうということを決裁した事件について、あとから檢察審査会の起訴が相当であるという意見を尊重して、今度は起訴命令をするということとは、非常にむづかしいかろうという御意見はごつともでありますけれども、かような制度ができた以上は、檢察正も虚心坦懷に反省すべきところは反省し、またその後に現れた証拠等も参照いたしまして、一般の声を聴いて、起訴が相当だ、こう思い返したならば、その思い返した適當な方法に進むことがむしろ望ましいのではないかと考へておるのであります。従来の檢察事務の運営につきましても、さような例はたび／＼あるのであります。一旦檢察正が起訴意見をきめておりまして、上官たる檢察長と相談して、今度は不起訴にかゝるとか、あるいは先には不起訴の意見であつたのが、あとで

起訴の意見にかへなければならぬということがあるのであります。そのときの証拠関係あるいは犯罪後の状況等に照らしまして、起訴不起訴を適當に決定する方が檢察の運営としてはむしろ適切ではないかというふうな考へで立案したものであります。

○猪俣委員 原案の二十二條ですが、ここに「地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前條第一項の檢察審査会會議の開催前、檢察審査員及び補充員に対し檢察審査員の心得を諭告し、これをして宣誓をさせなければならない」という規定がある。この裁判所が心得を諭告してこれを宣誓させるということ、第三條の「檢察審査会は、独立してその職権を行う」ということとどう調和するのでありますか。及び宣誓に違反するといふようなことに対して、何か制裁でも科するようになつておるかどうか、ちよつと説明していただきたいと思ひます。

○佐藤(農)政府委員 檢察審査員は第三條に示してありますように、どこまでも独立してその職権を行ななければならぬのであります。第二十二條で、裁判所の方から檢察審査員あるいは補充員に対して、その心得を諭告したりあるいは宣誓をさせるということとは、檢察審査員として良心に従つて公平誠実にその職務を行うようにといふことを諭告し宣誓させるのであります。この点と檢察審査員がその職務を独立して行うといふ点とは、何ら矛盾しないものと考へております。なおもし宣誓に違反したとして不正な取扱をしたといふような場合について、特段な制裁規定は設けなかつたのであります。一に檢察審査員の鋭い

道義心に期待するよりはかはらないのであります。ただそれがために別の制裁法規に触れるような刑事事件等が起れば別問題でありますけれども、單に宣誓違反といふことについては、別段の制裁は設けてございません。

○猪俣委員 この檢察審査会を所管する政府の機構はどこになつておるのでありますでしょうか。

○佐藤(農)政府委員 檢察審査員を選定したり、また審査員を招集して会合せしめ、そして審査の結果について発表し、また連絡するといふような事務は、すべて裁判所の事務局において兼ねて行うことになつております。従つて事務局としては、檢察審査事務局といふものを裁判所に附置いたしますけれども、その檢察審査会事務局に從事する職員的身分等から考へますと、裁判所の事務局に檢察審査会といふものの事務が所屬しているように解釈できるのであります。この法規自体においては、この行政事務がどこかの官廳に屬するといふことは特に規定いたしておらないのであります。私の考へでは、どこまでも裁判所の事務局の事務といふふうな観点において立案したものであります。

○松本委員 もう一つ、檢察審査会といふのは少くとも一箇年に四回開くことになつております。そうして第二條の規定によると「檢察官の公訴を提起しない、処分のある否の審査に関する事項」第二項には「檢察事務の改善に関する事項」又又は報告に関する事項」といふことと審査するものであります。ところが、一檢察審査会の方から檢察審査会に対して毎月もしくは何箇月目かわかりませんが、公訴を提起したか、しないかとい

う事件の経過でも報告するといふような手続になつておるのであります。か。あるいはまた檢察官はいつでも檢察廳へ行つて書類を出させている／＼取調べる、こういうことになるのであります。うなつておるのであります。

○佐藤(農)政府委員 檢察審査会が活動する端緒になりますのは、たとえば刑事事件の告訴人または被告人、あるいは請求をまつて受理すべき請求人の方からある事件について檢察廳が不起訴にした、あるいはどうもおかしいからもう一遍調べてくれといふような捜査があり、あるいは報告があるといふような場合に発動することが多からうと思ひます。あるいは告訴、被告人に限つたことではありませんが、被害者の方からこういう事件の取扱ひについてもう一度調べてもらいたいといふような審査の申立がありますれば、檢察審査会が発動することになるのであります。檢察廳の方からすべての事件について、その事件の檢察の処分の結果を知らせるといふようなことは考へておらないのであります。

○松本委員 そうすると公訴を提起しないという場合は、申立がなければ審査しない、ということになるのです。そうすると檢察審査官といふのは自分が進んである事実を調査するといふような権限はないことになるのであります。か。どういふことになるのであります。

○佐藤(農)政府委員 お尋ねの点はこの法案の立案のときに一應問題になつたのであります。審査員の方で一人でもあの事件を調べてもらいたいといふような希望がありますれば、全体がそ

の人の意見に従つて審査を開始しなければならぬものであるか、あるいは全部がそういう意見になつたときに、初めて審査を開始することになるかという点について、議論をいたしたのであります。結局第二條の第三項に掲げてありますように、審査委員会の審査員が過半数ある事件を調べよう、だからの申し立てはないけれども、あの事件の検事の取調べがおかしいからひとつ調べようということ意見が一致すれば、みづから知り得た資料に基いて審査を開始することができ、こういうふうな職権調査の途も開いておるのであります。

○花村委員 本案を提案いたしました理由をいたしましては、「公訴権の行使に關し民意を反映せしめてその適正を図る」というようなことが主たる理由に相なつておるようでありまして、が、まず不起訴処分に關してのみ民意を反映せしむるというようにすることを考へられたのであります。むしろ進んでいわれる起訴陪審に對して民意を反映せしむるという意味で、公訴権の行使に對する陪審制度というものを採用したかどうかと思ふのであります。が、それはいかがでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 檢察の民主化の問題を解決するためには、仰せのように起訴陪審の制度をとるべきであるという意見が、相当各方面から唱へられておるのであります。実はその問題を相當研究したのであります。英米においても御承知のように起訴陪審の制度をとつておりますので、新憲法のもとにおいて、わが國においてもひとつ起訴陪審をやつてみようじやないかという意見がかなりあつたのであり

ますが、從來の公判についての陪審制度を経験いたしましたその結果から見まして、どうもまだ日本において起訴陪審を採用する程度に至つておらないのではないかと。いろいろ弊害がえつて考えられるということから、一挙に起訴陪審の制度を採用する段階に至らなかつたのであります。そこで起訴陪審まではいかないが、何とか檢察の民主化をはかる途がないだらうかというところを考究した結果、この立案になつたのであります。仰せのように起訴陪審ということも有力な御意見ではありますけれども、日本の現在の状況としては、どうも起訴陪審をとるには時期尚早であらう、不適当であらうという結論から、かような案が生れたのであります。

〔八並委員長代理退席、委員長着席〕

○花村委員 起訴陪審を執行することは、わが國の現状に照してなかなかむずかしいことであるというお説であるのであります。この不起訴処分は、むしろ起訴をするということよりも、よりむずかしい事柄であると申し上げてよろうと思ふのであります。要するに起訴をいたします方は、これは犯罪事実があることがきつて明瞭であり、犯罪が成立するものと思料したし得る場合において、起訴をいたしてまいればいいのであります。この不起訴処分の方は、刑事政策的の見地から、その被疑者の経歴、あるいは性行、あるいは環境、あるいは家庭、あるいはその被疑者の將來における関係、あるいは監督の關係といったような、あらゆる事情を総合考慮して、そして刑事政策上の見地から決

定をいたさなければならぬのであります。がゆゑに、よほどこれはむずかしい事項に屬するものであると申し上げてよろうと思ふのであります。従つてそういうむずかしい仕事でありますだけに、小学校以上の學歷をもつた者といふことのみの條件では、そういう不起訴処分に対する問題を解決し得ないといふようなおそれがあるように思ふのであります。その点はいかがでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 檢察官が被疑事件について起訴すべきかどうかということを決するにあたりまして、犯罪の嫌疑がなくして不起訴処分にするという場合は、これは簡單であります。が、犯罪の嫌疑があるが、これを起訴すべきか、起訴猶予にするか、いわゆる不起訴処分にするかということをきめますのは、非常にむずかしいのであります。仰せのように犯罪の状況、犯人の性格、犯罪後の状況等に照して、刑事政策的の見地から起訴、不起訴の処分を決定するのであります。その起訴、不起訴を決定するのは非常にむずかしいことではありますけれども、檢察官の意見だけで起訴すべき場合が考えられるのであります。その檢察官の意見のみによつて起訴相當の事件を不起訴にするという不適当な取扱がありまして、何とかそれを適當なレベルに乗せることが必要であらうといふところから、かような立案になつたのであります。が、もし檢察官の一旦起訴処分を決定した事件を、檢察審査会において審査の上、これを起訴相當か不起訴相當かを決定するについで、どうも専門的な知識がなければき

めにくいといふような場合には、専門家を審査会に呼びまして、そしてその専門家の意見も十分聴いた上で、起訴、不起訴の適不適を決するやうな道を開いておきますので、檢察審査員の資格としては、小学校卒業以上といふやうに、レベルを相當下げておきますけれども、社會一般の人の声を聴くといふ意味合においては、この程度の學識を標準として起訴、不起訴の當不當を決定させる、なお必要があれば専門家の意見を徵せしめるといふ道を開くことによつて、万全を期することができるとは、ないかといふふうに考えられるのであります。

○花村委員 刑事訴訟法におきましては、御承知のごとく、公訴の提起については、便宜主義を採用いたしておるのであります。が、われわれもこの訴追について便宜主義を採用いたしております。ことに對しては、双手をあげて賛成をいたしたのであります。が、今日までの統計を見ましても、不起訴処分が付されるものは、事件として取上げられたものの中で約七割弱分という、大部分が不起訴処分になつておるやうに承知をいたしておるのであります。なほよく初犯者等に対しては、また偶発的の犯人に對しては、それ、やはり周囲の環境から見て、不起訴処分に付するといふやうな方法で、改過の方向にもつていって、そして本人の將來を戒めて過ちなきを期するといふやうな方法を講じますことは、きつめて刑事政策上の見地から見て適當だと考へるのであります。しかるに本法案のごとき法案が、實際において実施せられるといふことになりま

と、この訴追に對する理想的な考え方であり、しかも外國の例を見ましても、便宜主義を採用しているといふやうな關係、並びに今日までの実績から見ましても、相當の効果をあげておるといふやうな場合において、こういう制度を実施することによつて便宜主義が遺憾なく行われぬといふやうなおそれが多分にあるのではないかと思ふのであります。その点はいかがでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 これまで檢察官が被疑事件を受取りまして、そのうち起訴決定をいたしますのはごくわずかでありまして、まあ一朝か二割程度の起訴率であつたのであります。が、最近は檢察の能力において相當制限を受けられており、また犯罪が非常に多いために、ごく輕微な事件の檢察といふものが少いのであります。従つて起訴率がだん／＼高まつてまいつておるのであります。しかしながらそれでも檢察官が受取つた事件の二割か、せい／＼三割程度の起訴しかないのであります。その他は全部不起訴処分、仰せのやうにいわれる便宜主義をとつておるのであります。この便宜主義は刑事政策を行つ上において非常に私ども結構な、適當な制度であると信じておるのであります。が、この起訴不起訴を檢察官が決定いたしますにあつて、いわゆる獨善に陥つてはならぬといふことを、常にわれ／＼はお互いに戒めておるのでありますけれども、方／＼にも一般の民衆の考へるところと違つた起訴、不起訴の決定がなされること、起訴ではないのであります。そして、そういう万／＼の場合を防ぐ意味において、一般民衆の批判を受けるということとは、私は適當な制度である考へると

のであります。しかしながらかような制度を設けることによつて、いくらかでも檢察官の起訴、不起訴を決定する便宜主義に制限を加へることになりはしないかというお尋ねの点であります。その点はかような制度を設けても、檢察官としては従来と変りなく、万人の声を聴いて、そして公正な立場において起訴、不起訴を決定いたすのでありますから、便宜主義の制限となるような悪い影響をこうむることはなからうと存じておるのであります。

○花村委員 そうしますと、本法案を提起しなければならぬという必要に迫られたことは、今日までの不起訴処分が妥協なる運営をせられておらなかつたというのであるか。あるいはこの不起訴処分の運行に民意を除外されておつた、そういう關係から不合理であるから、本法案を設けなければならぬというふうな建前に相なつたのですか。

○佐藤(藤)政府委員 從來檢察の運営について妥協でなかつたというふうな考えから、それを救済する意味においてかような制度を考案したのではないのであります。先ほど申し上げましたように、從來といへども檢察官は万人の声を聴き、そして公正な立場において適切な処断をいたしてきただけでありますけれども、その制度の形において、いかにも檢察官のみの判断によつて起訴、不起訴が決定されるような制度になつておりますので、専門家たる檢察官が専門的な立場において起訴、不起訴は決定するけれども、その間に一般民衆の声も反映させて、適切な決定をさせたいという形の上においての民主的な檢察の運営ができるように

という点を目標にいたしまして、かような法案を立案いたしましたのであります。

○花村委員 さらに進みまして、第三條に檢察審査会は独立してその職権を行うとあるのですが、独立してその職権を行うというところはどのような意味でありますか。この法案を通覧いたしてみますと、檢察審査会は独立した一つの機構制度であつて、こういう規定を設ける必要は認めないと思うのであります。が、ことさらに独立してその職権を行うと規定したのは、何か含みがあるわけでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの点は、先ほどお尋ねになりました第二十二條に、檢察審査員がすべて良心に従ひ公平誠実にその職務を行ななければならぬという趣旨が第二十二條に現れてゐるのでありますから、それで十分であらうというふうな考えたのでありますけれども、一部にはたゞいま申し上げましたように、この法案は檢察の民主化ということの形の上において制度として現わしたいという意図のもとに考案されたのでありますために、檢察審査会とは他の國家機關に關係なく、また一般民衆の力、何ものにも恐れず独立してその職務を行ななければならぬという當然のことではあります。が、さうな規定を形の上でやはり設ける方が適当ではないかというふうな意見もございましたので、さうな意見に従つてわざ／＼第三條を挿入いたしましたのであります。

あるのであります。が、陪審法を見ますれば、多分読み書きができればよいのだという程度の條件であつたと思ひますが、ここには小学校卒業と同等以上の者、もしくは小学校卒業と同等以上の學識を有するということが檢察審査員になる條件に相なつてゐるようでありますが、これはいかなる理由によつて小学校卒業と同等以上の者という條件を附したのであるまいでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 陪審裁判におきまして陪審員の資格については、仰せの通りに読み書きのできる者ならばすべて陪審員たる資格を有するといふうちに常に廣くその資格を認めてゐるのであります。が、從來陪審法の實施によつてその實施狀況を経験いたしますと、單に、読み書きができるという程度だけではどうも事件の裁判に關與せしむる資格としては相當ではないのではないかと意見もございします。ので、仰せの通りに被疑事件について起訴、不起訴の不当、妥協を決定するといふむずかしい仕事をすることは、單に読み書きのできる程度の資格では足りないもので、さらに小学校卒業程度以上の學識を有する者でなければならぬという最低の標準を引上げたのであります。

○花村委員 ただいまの答弁はよくわつたのであります。が、さうするとこの第五條には、小学校を卒業しない者または小学校卒業と同等以上の學識を有しない者という規定が設けられておりますが、小学校を卒業した者はこれははつきりいたすのであります。が、小学校卒業と同等以上の學識を有する者といふ方法でやりましようか。何か試験のやうなものをやるのですか。いかなる標準をもつて小学校卒業以上のものなりとの認定を與えるのであるか。それをお尋ねしたい。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねのようには、小学校卒業の者がすべて檢察審査員となる資格があるものであります。小学校を卒業しないけれども、小学校卒業以上の學識を有するといふことの認定が下されれば、それによつて檢察審査員となる資格が生ずるのであります。その小学校卒業と同等以上の學識を有するかどうかという認定は、この制度におきましては檢察審査員を選定する事務局に一切任せたいのであります。が、實際問題になりますと、その檢察の審査会の事務局の方でどういふ方法でその認定をするか。たとえば外國において教育を受けた者であれば、外國の學校の卒業證明書をもつて認定の資料とするか。あるいは日本にのみ居る者でありまして、現在の社會的な地位あるいは活動等の狀況に照らして、小学校卒業と同等以上の學識を有するものと認定するか。その認定の方法については今のところ具體的に考へてはおりません。すべて檢察審査会の事務局の認定に任せたいのであります。

○花村委員 これは檢察審査会の事務局で決定すべきものではないと私は思ふのです。要するにこの規定は檢察審査員の資格に關する欠格條項を定めた規定でありますから、従つてこの檢察審査員の資格者名簿に載せる場合に、小学校を卒業しておるが、あるいは小学校卒業と同等以上の資格をもつておるかといふことを、決定するといふこととでなければならぬのじゃないでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 ただいまの私の答弁は間違つておりましたので、取消させていただきます。檢察審査員の欠格條項があるかないかといふことは、すべて市町村の選挙管理委員会において決定するといふ仕組になつておりますので、従つて小学校を卒業しない者であるけれども、小学校卒業と同等以上の學識を有するかどうかという点については、市町村の選挙管理委員会において決定することに任せられておるのであります。

○花村委員 そうしますと、これはこういう規定を設けておきまして、實際運営の上に非常にむづかしい問題が起きてくると思ふのであります。市町村の選挙管理委員会が決定するのでありますけれども、小学校卒業と同等以上の學識を有するかどうか。要するに小学校を卒業しておらざる者について、すべて陪審をせなければならぬといふことに實際の運営の上からはなつてくると思ふのであります。が、さういふことは少數のものならよろしいのでありますけれども、相當数に上る檢察審査員資格者名簿をつくる場合において、一々さういふことを検討することが實際できるとお考えになるのであります。どうか、いかがです。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの点はまことにごもつともでありまして、全國の選挙人資格者名簿の中から、檢察審査員としての資格があるかないかといふことを一々あたつてきめることは、非常にむづかしい仕事であります。で、理論としては全國の國民が一應資格がある。その資格がある全國國民の中から欠格者だけを取除くといふ方法でいきますれば、最も理論的であると存するのですが、さうなことを

答弁は間違つておりましたので、取消させていただきます。檢察審査員の欠格條項があるかないかといふことは、すべて市町村の選挙管理委員会において決定するといふ仕組になつておりますので、従つて小学校を卒業しない者であるけれども、小学校卒業と同等以上の學識を有するかどうかという点については、市町村の選挙管理委員会において決定することに任せられておるのであります。

○花村委員 そうしますと、これはこういう規定を設けておきまして、實際運営の上に非常にむづかしい問題が起きてくると思ふのであります。市町村の選挙管理委員会が決定するのでありますけれども、小学校卒業と同等以上の學識を有するかどうか。要するに小学校を卒業しておらざる者について、すべて陪審をせなければならぬといふことに實際の運営の上からはなつてくると思ふのであります。が、さういふことは少數のものならよろしいのでありますけれども、相當数に上る檢察審査員資格者名簿をつくる場合において、一々さういふことを検討することが實際できるとお考えになるのであります。どうか、いかがです。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの点はまことにごもつともでありまして、全國の選挙人資格者名簿の中から、檢察審査員としての資格があるかないかといふことを一々あたつてきめることは、非常にむづかしい仕事であります。で、理論としては全國の國民が一應資格がある。その資格がある全國國民の中から欠格者だけを取除くといふ方法でいきますれば、最も理論的であると存するのですが、さうなことを

理論的に行いますと、莫大な費用を要します。当委員会におきまして、非常な費用がかかるという点に鑑みられまして、この点を修正して、選挙人名簿の中から一定数の候補者を選び、そして選ばれた候補者の中から欠格者を除いて具体的に検察審査員を決定するという方法をとるといふ案のようについておるのでありますが、さうな方法にいたしますれば、國の経費としては非常に省け、また手数も省くことができるのでありますけれども、理論としては仰せのように非難される余地があるのであります。

○花村委員 それでは次に第四項であります。『一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者』ということが欠格条件の一つになつておるのであります。これは多分軽微な犯罪は欠格条件に入れないと認められたものであらうと思ひますが、しかしながら『一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者』という標準を決定したのは、その根拠はどこにあるのでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 一年の懲役または禁錮以上の刑に処せられた者をもつて欠格条件にするという他の制度における前例は、今記憶はないのであります。が、検察審査員の資格を決定するにあたりましては、起訴、不起訴の不当を決定するといふ重大な任務を行うものでありますから、なるべく刑に処せられた者は欠格条件にいたしたいという考えであつたのであります。すべての刑に処せられた者を除くといふのは、これはあまり酷でありますし、また一般民衆の声を聴くといふ本法案の目指しておる目的を達する上から申しましても、あまりに制限することは

不適当でありますので、大体一年以上の懲役、禁錮に処せられたことがあるかないかという点を標準にいたしたい、かように考えたのであります。申し上げるまでもなく、恩赦の恩典を受け、または前科抹消の刑法の適用を受けることによつて前科のなくなつた者については、もちろん第五條の第四号は適用されないものであります。

○花村委員 それからさらに進んで第八條であります。検察審査員の職務を辞することができるといふ中に、学生及び生徒がいづつておるのでありますが、私ははつきりした記憶はありますが、多分陪審法においては、学生、生徒は欠格条件のうちへ入れてあつたと思ひますが、学生、生徒のごとき公職につきしむるということには必ずしも適當でないと思ひますが、しかしながらに学生、生徒も要するに辞さない以上は検察審査員になり得るということに規定を設けたのは、いかなる理由に基くものであるか、それを尋ねたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 学生、生徒であります。小学校卒業以上の学識を有する者であります。検察審査員となる資格は十分に備えていと思ひますけれども、学生、生徒は現に學業に従事しておるものでありますから、この審査員の職務を行うために、みずからの學業を放棄して、検察審査員の職務をとらなければならぬといふようにいたしますのは、これは少々行き過ぎであるといふ考へのもとに、学生及び生徒が自分で検察審査員としての職務を辞退するならば、その学生、生徒の任意に任せようという意味で第八條に列記したのであります。

○花村委員 学生、生徒のごとき、やはり學業をもつており、しかもそれが大学生程度ならばまだしもであります。が、要するに学生、生徒でありまして、小学校卒業した以上のすべての者にかくのごとき職務を行はしむるというやうなことは、本人の意思いかんにかかわらず、こゝういふことは制度の上で考えるべき問題ではなからうかと思ひます。殊にこの検察審査会の機構等から見まして、やはり相當に時間を費す場合も考え得るのであります。また第二十七條を見ましても、三箇月おきに開かれなければならぬといふことに相なつており、特にまた必要と認めるときは何時でも検察審査会長は會議を招集することができるといふことに相なつておるので、もしこゝういふ事件が非常に多くなつてまいりました場合においてはこれは相當のやりくりを要するものであると申し上げようと思ひますが、あるいは学生生徒のうちでも、好奇心にかられ、あるいはまた希望いたしました、かかる委員になるといふものもあるいは相當に出てこようと思ひのでありますけれども、しかし教育のことはなか／＼重大な問題であります。教育方面をおろそかにして、こゝういふ公職につきしめなければならぬといふ特殊な事情がありますならば別でありますけれども、こゝういふ規定は必ずしも適當ではないと思ひます。でありますから陪審法等におきまして、やはり学生、生徒は陪審員となり得る資格をもち得ないといふ欠格條項のうちへ入れてあるのであります。その点はいかがでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの点につきました。本法案の立案の際に相當論議せられたのであります。それは学生、生徒に限らず、官吏、公吏それから学校の教員、それから國會または地方公共團體の議会の議員といふやうなものを、すべて第七條に列挙して、検察審査員の職務につくことができないという制限を設けようといふ意見もあつたのでありますけれども、ここに列挙されておる議会の議員であるとか、あるいは官吏、公吏、教員、学生及び生徒といふものは、これは本來十分な資格のあるものである、むしろ最も適當な資格をもつておるものであるが、しかし自己の職務のために、あるいは學業のために、その者の選択によつて職務から除外するといふ方法の方がむしろ適當であらうといふことにおちついたのであります。御意見のほどは十分承知するのであります。第八條において、学生及び生徒は資格があるが、しかし本人が學業等に照らして職務につくことを好まない場合には、審査員を辭退することができるといふ余地を認めたのであります。

○花村委員 さらに進みまして検察審査会の會議に関する事項であります。が、第四章の第二十七條を見ます。九月及び十二月の各十五日に検察審査會を開かねばならない。また必要があるとき認めるときは、いつでも検察審査會を開くことを認めておるのであります。が、しかし不起訴になつた事件をいつ取上げるかといふことについては規定が設けられておらないのであります。これは公訴の時効にかからざる限りにおいては、何ときでも不起訴処分になつた事件は取上げられるといふ意味になりましようか、いかがでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 仰せの通りであります。不起訴事件は公訴時効にかからない以上は、何ときでも検察審査會の審査の対象になり得るものと考えております。

○花村委員 そうしますと、まことに危険な場合が出て来るのではないかと、いふことをおそれるのであります。要するに、不起訴処分になりました事件が、時効が完成せざる限りにおいては、検察審査會で取上げ得るといふことになりまして、二年も三年も、あるいは四年も五年もその犯罪の性質によつてはやはり相當長い期間この法律で律せられるといふやうな結果に相なるのでありますけれども、少くとも不起訴処分に関しまして、その正否を決定するといふことは、やはり証拠等から申しまして、その不起訴処分をなしたる最も最近の期間において、その是非曲直を審査するといふことが望ましいと思ひのであります。もし長い間相當の期間を経過した後にこゝういふ処分ができるということになりますれば、証人喚問等の規定も設けられておるのであります。が、証拠に対する關係がだんだん薄くなつてまいりまして、ほんとうに事件に適合した妥當な判断ができぬおそれが出てくるのであります。が、こゝういふ点は考へにならぬでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 一旦不起訴になつた事件が長い年月の経過によりましてそれが再び審査の対象になりまして、証拠關係等によつて前の不起訴を覆すに足るやうな審議の結果になると

分になつた事件は取上げられるといふ意味になりましようか、いかがでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 一旦不起訴になつた事件が長い年月の経過によりましてそれが再び審査の対象になりまして、証拠關係等によつて前の不起訴を覆すに足るやうな審議の結果になると

分になつた事件は取上げられるといふ意味になりましようか、いかがでしようか。

とは非常に困難と思うのでありますけれども、それがために檢察審査会の審査の対象となるべき事件を制限して、たとえば不起訴の処分を知つてから何年間は申立をすることができるとか、あるいは何年経つた後は審査を請求することができないというようなことで制限いたしますことは、せつかくかような制度を設けて民主的に檢察を行うという大きな趣旨にかなわない關係にもなりますので、一應仰せのような議論は出たのであります。結局何らの制限なしに審査の対象にしようということにおちついたのであります。

○花村委員 なるほど一面から見ますればそういうことも考えられるのでありますけれども、しかし少くとも審査にかけるということは、その不起訴処分が妥当なりや否やということを決断するのでありますから、この根本的精神を失うようなことがあつてはならぬと考えるのであります。殊に先ほど御答弁になりましたごとく、家庭の事情、あるいは社会の環境、あるいは本人の性行、あるいはまた被疑者の將來における事情というようなことは、日を経るに従つてやはり見方が變つてまいりますことは当然だろうと思つてあります。ですから今からたとへば、今日檢察審査会が開かれて、三年後における事件が取上げられたという場合において、そういうまことにデリケートな問題を取上げて、そしてその是非を決定するのでありますからして、とりて長日月を経た後における審査というものは、とかく眞相に副わざるものであつて、決してその眞実の発見はできぬものであると認めなければならぬと思つてあります。ただ民

意を反映せしめて、そして不起訴処分を一樣に審査会にかけて取扱つていくというような考え方がいたしまして、その事案の眞相を無視した、むしろ安当性を欠くところの、また不当なところの審査の結果を見なければならぬというようなことは、本法を規定した根本精神に副わないのではないかと。要するに本法を設けたゆゑなるものは、もちろん民意を反映せしめるという意味において重大なる意義をもつておるのでありますけれども、檢察官が一人で扱つた事件に独断専行のおそれはなきか、これがすべてのものから見て適當であり、正當であると認められるかどうかという点に集中されて、審議が進められなければならないことであらうと思つてあります。この根本的な精神を失うというやうなことであつてはならぬ。その審査が不公平であるということになりますならば、むしろこんな制度を設けるにしましむ、という結論になると思つてあります。その点はいかがでありますか。

○佐藤(議)政府委員 仰せのような御意見は有力に主張されたのでありますけれども、先ほど申し上げましたように、せつかくかような制度を設けて、一般民衆の声を聴こうというのであるから、起訴処分があつてから何年経過すればもうだれも不服申立ができない。審査請求もできないというふうにその途を閉すということは、どうも適當でなかつたという意見が強かつたので、結局かような無制限の規定になつたのであります。仰せのような意見は、私どもとしても非常に有力な意見であるといふことは、万々承してお

るのであります。

○花村委員 そうすると結局民意を反映せしめて、いかなる事件でも取扱ひしむるというやうな建前から考へて、不適正なる審査が行われてもよろしいといふことをそれではお認めになるわけですね。それはいかがですか。

○佐藤(議)政府委員 不起訴処分がなされてから長年月の経つたあとで、檢察審査会がこれを取上げて審査いたしました。でも、だん／＼年月の経過に従つて証拠が薄弱となるのであります。それから、審査会の決定をもつて、前の檢察官の不起訴処分を覆すというやうな有力な審査会の決議がなされることは、あるいは期待することができないかも知れません。しかしながら、無制限に檢察審査会の対象としてこれを取上げましても、それによりまして檢察審査会が不公平なる決議をなすかも知れない。また不公平なるその決議に従つて檢察官がさらに起訴、不起訴を決定するかも知らぬといふやうなことは考へておかないのであります。

○花村委員 そうすると公訴の時効の消滅せざる事案に対しては、すべて取上げられるということになりますと、公訴の時効にかからざる限りにおいては、審査の対象になるということになります。死刑にあたる罪については十五年、無期の懲役または禁錮にあたる罪については十年、長期十年以上の懲役または禁錮にあたる罪については七年、長期十年未満の懲役または禁錮の罪については五年、長期五年未満の懲役または禁錮または罰金にあたる罪については三年、刑法百八十五條の罪については六箇月、拘留、科料にあたる罪については六箇月。こういう規定

があるものであります。そうすると死刑に該当する罪などは、そういうこともありますまいと思つてあります。しかし調べた結果犯罪なしと認めて、死刑にかかると罪についてもあるいは不起訴処分にする場合もある。規定の上からはこういう予想ができると思つたのであります。そうすると十年、十五年経過しても、やはり本審査の対象になる。こういう結論になるわけですか。それをお聴きしてよろしくございますか。

○佐藤(議)政府委員 犯罪の種類によりまして、刑事訴訟法に則つて、それぞれ時効期間の長短はございますが、時効期間の、公訴時効の経過するまでは、何でも檢察審査会の審議の対象になり得るものと考えております。

○花村委員 そうするとたとへば十五年昔の、あるいは十年昔の不起訴処分になつた事件を取上げて、そして今日審査するといふやうなことで、ほんとうに眞実に適當したところの立派な審査ができるかと政府当局はお考へになつておりますか。そういう自信をもつてこの法案を出されておりますか。いかがでしょうか。

○佐藤(議)政府委員 その点につきましては私の方も花村委員の御意見とまったく同様でありまして、証拠は事件の發生してから後、なるべく短い期間において証拠を蒐集するのでなければ、有力な証拠は蒐集できないものであると考へてゐるのであります。それから、過去の経過に従つて証拠がだん／＼薄弱になる。また有力な証拠を蒐集することが非常に困難になるというところは存じておりますけれども、それだからと言つて、長年月経過した事件は、全然檢察審査会の対象にならないといふ

ふうに途を塞いでしまふということも適當でなからうという考へのもとに、かように範圍を狭めたのであります。

○花村委員 その点については私どもどうも同意しかねるのであります。こういう法案がもし今言われることくんば、かえつて悔いを後世に残すやうな問題が起るおそれを多分にもつていふと申し上げてよからうと思つたのであります。この点はまだ大いに考究する余地があるかと存じます。時間がありませんからその点はこの程度にして、次に四十三條では証人を呼び出して尋問をすることができるといふことで、証人喚問の權限を與えてゐるのであります。しかし不起訴処分をいたします場合において、はたして起訴すべきか、しからざるものかといふやうな判定をいたします上においては、やはり物理的証拠といふものがある程度重要な役割をもつてくるのでなからうかと思つてあります。でありますからやはり証人を喚問するといふはかりでなくて、その適正なる審査を期さんとするならば、物理的証拠を調べる点にも權限を與えるといふことであらなければならぬと思つてあります。たとへば臨検、捜査等に関する何らの權限も與えておらぬ。こういうことではほんとうにこの事件に適應したところの立派な判定ができることになりましようか。これはいかがでしょうか。

○佐藤(議)政府委員 被疑事件の起訴を決定いたしましたまでに、檢察官としてはあらゆる努力を拂つて、物理的、人的証拠を蒐集して起訴、不起訴を決定するのであります。その起訴処分といふ結果に対して、檢察審査会がさらにこれを審査し直すのであります。すなわち

ども、その審査にあたりましては、全然檢察官と同じような職権をもつて物的、人的の証拠を調べ直すということ、これはいろいろな点において制度運営としては適當でなからうというふうに考えましたので、主として人的証拠を調べて、また法務廳その他の公私の團體に照会して事項の報告を求め、あるいは専門家の意見を求めて、一旦なされた檢察官の起訴処分について適當な判断を求めるといことが、最も妥當であらうという考えに落ちついたものであります。この制度としては、お尋ねのようにどこでも臨機捜査をして、物的証拠まで捜してやるといような廣汎な職権は認めておらないのであります。

○佐藤(藤)政府委員 檢察審査会として適當な判断をすることができないというような場合には、檢察審査会の方で、檢察官に対してあの資料を出せと言つて、必要な資料の提出を求めることができるのでありますから、みずからその場所に臨機しなくとも、ある程度の調査はできるのではないかとこのように考へております。その点は本法案の第四十一條に規定しております。

○花村委員 ところが必要な資料の要求をした場合に、もしそれに應ぜぬ場合にはどういふことになりましよう。應じなければならぬという規定もないやうであります。それはどうなりましよう。何かそういう規定がありますか。私も今この法案を一通り見ての質問で、全部を見ておりませんが、要求に應ぜざる場合にはどうなりましよう。

○佐藤(藤)政府委員 檢察審査会から檢察官に対して必要な資料の提出を要求した場合に、檢察官がその要求に應じなかつたという点については、特に制裁の規定はありませんけれども、この法律において檢察審査会の要求があればその資料を提出しなければならぬという義務を檢察官に義務づけておるのでありますから、さういふ義務を履行しない場合には、その檢察官に対して行政権の発動を促すことができると思ひます。

○花村委員 私はこの程度で質問を終りますが、ただいま法案を渡されて見たのでありますから、本案を整理して質問することのできないことをまことに遺憾に思ひますが、しかしちよつと見たところによりまして、やはりある程度の欠陥を包蔵しておると思ひるのであります。一面において民意を取入れるという意味においては、まことに望ましい法律案ではあるものであります。が、しかしし運用を誤るということに相なりますならば、まことに重大なる結果を招来するものであると申し上げてよからうと思ひるのであります。この不備な法案の運用たるや、まことに重大であると思ひてよからうと思ひますが、政府当局におかれましては、本案実施後における運用については誤りのないやう、この法案不備の点は運用よろしきを得る点においては是正していくという方面に対して、十分の御努力あらんことをお願い申しまして、私の質問を終ります。

○井伊委員 暫時休憩いたします。
(午後四時三十分休憩)

○佐藤(藤)政府委員 檢察審査会の方で、檢察事務の改善に関して建議なり報告がございますれば、檢察廳あるいは法務廳の方でそれを適當に受入れて処理することと存じます。

○井伊委員 午後五時五十九分開議
○井伊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。鐵治良作君。

○鐵治委員 ます私が承りたいのは、第二條「一 檢察官の公訴を提起しない処分」の當否の審査に関する事項、二 檢察事務の改善に関する建議又は報告に関する事項」となつておりますが、公訴を提起したる者に対して不當だといふ審査の要求はできるものであります。

はできておりますけれども、今日の日本の民度においてこれができますと、はたして妥當なる裁定ができるかどうかといふことを疑うのみならず、いわゆる三百などに悪用されるおそれ、多分にあると考へるのであります。従ひまして告訴したがやらなかつた、公訴を提起しなかつたといへば、必ず三百なんかがおだててこれをやらせる。なお今あなたの方ではつきりせられて、それでいいならいいが、この公訴の提起も不當である。第一号にははまらぬが、第二号をもつてやるべきだといふ意見が出ぬと限りません。そうなるとはたして檢察の威信を保つていけるかどうか、この点を非常に憂うのであります。立案者の方ではその点をどうにお考えになつておりますか。またさういふことがあるとすれば、それを防止する方法をお考へになつておるかどうかを承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 檢察審査会の議事は、すべて過半数をもつて決することになつておりますので、殊に起訴を相當とする。一旦不起訴となつた事件を起訴することが相當だといふふうに議決するには、十二人のうち三分の二の八人以上の多数決によらなければならぬという規定を設けてありますので、ただいま御心配のようなことは、檢察審査会の自治に任せても、決して憂うべきことではないのではないかと考へております。

○鐵治委員 第一に考へべきことは、國民全体が檢察といふことに対して相當の関心をもち、または知識があることを前提とせなければ、これはおもしろくないと考へるものであります。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねのようにある有力な物的証拠がある、それを調

○佐藤(藤)政府委員 檢察審査会から檢察官に対して必要な資料の提出を要求した場合に、檢察官がその要求に應じなかつたという点については、特に制裁の規定はありませんけれども、この法律において檢察審査会の要求があればその資料を提出しなければならぬという義務を檢察官に義務づけておるのでありますから、さういふ義務を履行しない場合には、その檢察官に対して行政権の発動を促すことができると思ひます。

○花村委員 私はこの程度で質問を終りますが、ただいま法案を渡されて見たのでありますから、本案を整理して質問することのできないことをまことに遺憾に思ひますが、しかしちよつと見たところによりまして、やはりある程度の欠陥を包蔵しておると思ひるのであります。

○井伊委員 暫時休憩いたします。
(午後四時三十分休憩)

○井伊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。鐵治良作君。

○鐵治委員 ます私が承りたいのは、第二條「一 檢察官の公訴を提起しない処分」の當否の審査に関する事項、二 檢察事務の改善に関する建議又は報告に関する事項」となつておりますが、公訴を提起したる者に対して不當だといふ審査の要求はできるものであります。

○佐藤(藤)政府委員 公訴を提起した事件については、裁判所の公正な判断に委ねられますので、特にかような機関において審査するといふ必要もないと存じまして、それは全然除外いたしましたのであります。

○鐵治委員 一應さうですが、不当といふところを見ると、裁判所ではやつておるが、提起したことが不当だ、こ

ういふ場合はなきにしもあらずと考へるのであります。第二号では檢察事務の改善に関する建議となつておりますが、さういふことをかりに言うて出るとすれば、それは不法な申請であるといふので、却下するおつもりでありますか。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねのように檢察官において、公訴を提起した事件については、檢察審査会は全然これを審査する権能はないのでありますから、もしさういふ申し立てがあれば當然却下することとなります。

○鐵治委員 私が今ここで申し上げんとする趣旨は、本法は一應結構な、いわゆる民主化の大前提であるという形

はできておりますけれども、今日の日本の民度においてこれができますと、はたして妥當なる裁定ができるかどうかといふことを疑うのみならず、いわゆる三百などに悪用されるおそれ、多分にあると考へるのであります。従ひまして告訴したがやらなかつた、公訴を提起しなかつたといへば、必ず三百なんかがおだててこれをやらせる。なお今あなたの方ではつきりせられて、それでいいならいいが、この公訴の提起も不當である。第一号にははまらぬが、第二号をもつてやるべきだといふ意見が出ぬと限りません。そうなるとはたして檢察の威信を保つていけるかどうか、この点を非常に憂うのであります。立案者の方ではその点をどうにお考えになつておりますか。またさういふことがあるとすれば、それを防止する方法をお考へになつておるかどうかを承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 檢察審査会の議事は、すべて過半数をもつて決することになつておりますので、殊に起訴を相當とする。一旦不起訴となつた事件を起訴することが相當だといふふうに議決するには、十二人のうち三分の二の八人以上の多数決によらなければならぬという規定を設けてありますので、ただいま御心配のようなことは、檢察審査会の自治に任せても、決して憂うべきことではないのではないかと考へております。

○鐵治委員 第一に考へべきことは、國民全体が檢察といふことに対して相當の関心をもち、または知識があることを前提とせなければ、これはおもしろくないと考へるものであります。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねのようにある有力な物的証拠がある、それを調

○井伊委員 暫時休憩いたします。
(午後四時三十分休憩)

○井伊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。鐵治良作君。

○佐藤(藤)政府委員 公訴を提起した事件については、裁判所の公正な判断に委ねられますので、特にかような機関において審査するといふ必要もないと存じまして、それは全然除外いたしましたのであります。

○鐵治委員 一應さうですが、不当といふところを見ると、裁判所ではやつておるが、提起したことが不当だ、こ

ういふ場合はなきにしもあらずと考へるのであります。第二号では檢察事務の改善に関する建議となつておりますが、さういふことをかりに言うて出るとすれば、それは不法な申請であるといふので、却下するおつもりでありますか。

ら、今日の日本ではほとんど一般民衆において検査といふものに対して、ただこわいこと、引張つて行かれるとか何とかいうことは考へておられますけれども、どういふことをもつて内容とし、いかなることをもつて正とし、いかなることをもつて邪とするかといふような目的は遺憾ながらまだないのじやないかと思ふのであります。従ひましてこのいふものはいまだ國民に検査といふものの理解をさせる。たとへば検査官を公選にして、常に検査官といふものに対して國民が深い関心をもつようになれば、初めてこのいふことは効果を現わすのであります。が、何も知らないところへもつてきつて、びつと國民に出すといふことになつたら、また五里霧中ではなからうかと考へる。しかのみならずこの第六條において、弁護士及び弁理士、公証人などといふものを除いておきますと、民間における法律知識階級といふものを皆除いてしまふことになる。そうしてみるとほとんど五里霧中の者があつて、そこへたま／＼三百のやうななまじつ／＼少し理屈を知つておる者が出てくると、これを支配し、もしくはこれを悪用するといふことは、遺憾ながら予想せざるを得ないのであります。その点の御意見はいかがでありますでしょうか。

○佐藤(憲)政府委員 本法律案のねらいとするところは國民一般の常識を反映せしめて、検査官の起訴、不起訴を適正ならしめようといふところが目標でありますので、検査審査会の審議の途中において、もし専門の知識が必要であるといふ場合には、特にそれぞれの専門家を呼びまして、その意見を

参考にして、審査会の結論を生み出す方法も開かれておりますので、かような制度の運用については、審査員も、また國民一般も当然これに協力しなければなりませんけれども、御心配とが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

○佐藤(憲)政府委員 第六條の一号から十八号まで列挙してある身分あるものは職掌の方は、それ／＼理由は違ひましても、結局は審査員の職務につくことが不適当だと思はれる地位身分にある者、あるいは職掌を司つてゐる者を掲げたのであります。

られなかつたことになるのですか。そうでないといふと、延せられた者というだけではこれは出てきません。

○佐藤(藤)政府委員 恩赦によつて刑に処せられなかつたものとして資格を回復することになりますので、一旦刑に処せられた者でも、その恩赦制度によつて恩赦になつてからは、資格が全然回復してしまふ、こういうふうな解釈をいたしておるのであります。それから前科抹消の刑法の規定は、一定の期間の経過によつて刑の言渡しの効力がなくなつてしまふので、やはりその期間の経過によつて刑に処せられた者とはならない、刑に処せられない者として資格の回復を得られるものと解しております。

○鍛冶委員 次に第五條の第三号ですが、これはこういうものを随分入れてありますので、耳の聞えない者、口のきけない者はしょうがないが、目の見えない者は入れてもいいのではないかとありますが、その点は別といたしまして、この審査会事務局で選挙人名簿から委員を選んで出すのですが、そのときにこの人は盲であるとか哑であるとか書いてあればよろしいが書いてないの、その点めんどろなことが起りはせぬかと思ひますが、立案者は実際にあたつてお考えになりましたかどうか。

○佐藤(藤)政府委員 御指摘の欠格事項にあたるかどうかといふことは、この制度においては市町村の選挙管理委員会に任せておきますので、市町村選挙管理委員会は選挙人名簿を作成するにあつては、御承知のように資格者からそれらの届出をさせて、そして選挙人としての資格ある者をもつて選挙

人名簿を作成するのであります。その選挙資格者名簿に基いて欠格者であるかどうかを調べて、そして欠格者を排除して残りの有資格者だけをこの検査審査会の事務局の方に知らせるというところに原案はできておるのであります。さういふにいたしまして、最初は大勢の選挙人名簿について、一々資格があるかどうかを調べることは非常な手数でありますので、理論としてはその方が正しいと思ひますけれども、当委員会の修正案のようにいたしまして、各市町村に割当てられた人数について欠格者であるかどうかを調べるというところにいたしますれば、非常に手数が省けますので、結果においては同一でありますから、そういう簡略な方法をとる方がむしろ実際に適しておるのであるかと考えておるわけでありました。

○鍛冶委員 この修正案では六十人だけでしたが、よほどくになつたか、衆議院議員選挙人名簿に基くところある。選挙人名簿には小学校を卒業しない者だとか、盲だとか、哑だとか書いてあればいいが、書いてありません。これはなかなか容易なことではなからうと思ひます。それはあまりにこまかく立入りすぎているように思ひますし、きようさういふ議論をしておつてもしょうがありませんが、私はこれを讀んで吹き出したのであります。原案の十九條の一番あとのところは、これはわからぬのですが、第四項になるのですか。「第一項のくじは、地方裁判所の判事、地方検察廳の検事及び関係市町村の吏員各一人の立会を以てこれを行ななければならぬ。」それから「この場合において、立会をした

者は、検査審査員及び補充員の選定の証明をしなければならぬ。」これは何のことか私にはわからないのですが、どういふ意味ですか。

○佐藤(藤)政府委員 この選定の証明と申しますのは、検査審査員及び補充員の選定が公正に行われたということの証明をするといふことであります。て、いわゆる選定の公正を担保する一つの方法と考えておるのであります。

○鍛冶委員 何の証明が實際わからなかつたのですが、選定の適正に行われたことの証明なのですね。

○佐藤(藤)政府委員 そういふ意味です。

○鍛冶委員 何通讀んでみても何の意味もかわらないで、間違ひではないかと思つたのですが、修正できないでしようか。趣旨をかわるのではないのですから、そういうことをしたからといつて面倒なのですが、委員長どうですか。補充員の選定が適正に行われたことの証明をしなければならぬ、こつたらいかがですか。もし差支えなかつたら、そういうふうに直されることを希望いたします。

次は第三十一條であります。ここを讀んでみて不審を抱いたのは、全員の出席がなければ会議を開いて議決することができない、こつたつておられます。そこでもし出席しないものがあるときは、補充員の中からくじで臨時に職務を行う者を選定しなければならぬ、こつたつておられます。こんなことをしておつては、その日うまくやれるならばよいが、補充員が出てこなかつたら会議を開けないことになりはせぬかと思ひます。全員出席しなければならぬのか。そうするとその日になつて頭

数を呼んでみて一人欠席しておるといふので、それから補充員を呼んできてやるということになると、その日に開けぬことになりはしませんか。

○佐藤(藤)政府委員 御心配の点は、おそろく検査審査会の事務局の方で支障のないように適当に処理することと思ひますが、たとえば十二人を呼ぶべきところを十四人なりあるいは十五人を呼んでおく。そして十二人がたゞい十二人よりも多く呼ぶだらうといふことを申し上げましたが、原案の二十八條で、会議を開くときの招集状は一應検査審査員と補充員の全員に對して招集状を出すといふことになつておりますので、その中から事故があつて出席しない者、あるいは除斥の事由のある者が発生いたしましたとしても、大體定足数は充たされ得るものと考えております。

○鍛冶委員 四十六條に検査官資格審査会といふものがありますが、何かこれに関する規定がどこかにあります。これは何の法律に基いてどういふものなのか、一應承つておかないとちよつとわからないのですが……

○佐藤(藤)政府委員 第四十六條にありますが、検査官資格審査委員会というものは、検査官資格審査法の中に規定されている委員会でありまして、検査官の能力について欠格があるかどうかといふことを審査する決定機関として、検査官法に認められておるのであります。

○鍛冶委員 わかりました。まだ聴けばいい、ありますが、この程度にしておきます。

○中村(俊)委員 一点だけお尋ねいたします。第六條と第七條とはもちろんこれは両方とも非適格である條件にな

るのであります。四十條にはいわゆる除斥に関する規定があるのであります。かりに四十條の規定によつて、審査会長が審査員に對してその資格などを聴いた場合に、それを述べなかつた場合に、拒否ができ得るといふような制度がなければならぬのではないかと、それが欠けているのではないかと。

それからもう一点は、この除外されるという中に、告訴告発人、被告告訴告発人と審査員との間に、第七條に掲げてあるもの以外の事情にして、しかもなお偏頗な審査をなすおそれがあるような事情、たとえば親分と子分の関係、その他密接なる親主と雇われ者との関係のごとき、そういう特殊な事情で偏頗な審査をなすおそれがある場合、これを拒否するといふような條項がなければならぬと思ひますが、その点に關する御意見を伺いたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 嚴格に規定いたすことになりまして、まことにお説の通りであります。一面において除斥の規定をなし、他面において拒否の規定をなし、表裏一体となすのが、他の制度においても例を見るところでありますけれども、この検査審査会におきましては、なるべく検査審査会自体の自由任せようという氣持で、あまりきよかな点は厳しく規定いたしませんで、審査員の各自の自治的な運用の方法にお任せしてあるのであります。もし審査員自体が、自分が申立入とこつた關係があるからどうも除けたい、除いてもらいたいといふことを申し出ますれば、第八條の第五号によつて検査審査会の方からこの職務を辭することは承認できますから、御心配のようないふことが発生することをあまり

求める権限が、今規定されていないのでありますが、かりに求めました場合にはどうなるでしょうか。

○佐藤(蔵)政府委員 檢察審査会の方から議決を檢察正に送りまして、檢察正がその議決に従つてどういう行動をとつたかというところを知る必要がある場合には、もちろん檢察審査会の方が檢察正にそれを要求することができるのであります。さうな要求があれば、檢察正においては早くその自分のとつた方法なり、あるいは理由について明示することと考えられます。

○石川委員 四十六條において、さらに檢察官適格審査委員会に議決書を送付するということになつておりますが、これはどういふ御趣旨で送付を要求したのでしょうか。これはたしか免職とか、檢察官適格審査委員会の活動を要求するために、これの送付を規定したのであります。

○佐藤(蔵)政府委員 檢察官適格審査委員会におきましては、ある檢察官の適格について檢察官たる適格があるかどうかということ、随時審査することでもできますし、また定期的に全國の檢察官について、その適格を審査しなければならぬという職務もつておりますので、檢察審査会の方でいろいろの檢察事案件を審査いたしました。この檢察事案件の取扱いについて不適当である。たとえばその係りの檢察官のとつた不起訴事件を何件も調べてみたが、いずれもどうも相当でないといふような場合が、もしも現れたとしますれば、その具体的な檢察官は、檢察事務の取扱いについて不適当である。檢察官としての適格について疑があるということにも考えられます。

ので、さうな資料を檢察官適格審査委員会に送付いたしました。檢察審査委員会の運営の参考に供せしめるために、必ず送付しなければならぬというような制度にいたしましたのであります。

○石川委員 四十八條であります。この審査会はいづれでも檢察事務の改善に關し、檢察正に建議または勧告することができるといふ規定であります。この四十八條において檢察審査会が勧告し、建議することのできる範囲は、檢察正の職務の範囲のみに限ると存じますが、さういふ趣旨でありますか。それとも國全体の檢察事務についてさういふ点が改善してもらいたいという建議ができるのでありましようか。檢察審査会の建議、勧告というものは、檢察正自体の権限の範囲のみに限られておるかどうかを伺いたしたいと思います。

○佐藤(蔵)政府委員 お尋ねの点は立案に際しましては、当該檢察正の管轄範囲内に限つたわけではありませんが、もし当該檢察正の管轄外のことでもありまして、檢察正はその建議なり勧告を受入れて、さうして管轄の檢察正にそれを送付する、あるいは上官にそれを取次ぐといふことによつて、檢察審査会の意見がどこまでも檢察事務の改善について有力な参考となるようにいたしたいといふふうな考えのもとに立案したのであります。

○鍛冶委員 それに關連して承りたいのですが、先ほど四十六條は、起訴すべしという議決をした場合もしくは不起訴を相当とする議決をした場合の両方あるとおつしやつたのですが、これは起訴すべしという場合だけではないですか。これを読んでみますと、大体

不起訴が相当なものだつたといふときに、何もまた檢察官適格審査委員会に送付しなければならぬわけがないと思ひますが、それはやはり要りますか。

○佐藤(蔵)政府委員 檢察審査会で審査の結果、ある檢察官が具体的な事件の取扱いについて適當であるか不適當であるかということがよくわかるのでありますから、ある檢察官の取扱いが不適當だといふときはさういふ、適當な場合でも、ある檢察官の取扱いが適當だといふことを適格審査委員会に送付することによりまして、適格審査委員会の方では、具体的な事件を取調べるとそのものの適格は十分にあると認める一つの参考資料になるのであります。先ほど申し述べましたように、檢察官適格審査委員会は、不適格の檢察官を調べなければならないので、定期的に全國の檢察官全体についてその適格の可否を調べる機関になつておりますので、ある檢察官の具体的な事件の取扱いについて適當かどうかということが檢察審査会でわかりました場合には、その結果をさういふ適格審査委員会の方に連絡していただいた方が、檢察官の適格を定める上において非常に便宜であるといふふうな考えのもとに、かような規定を置いたのであります。

○鍛冶委員 この四十六條の議決といふことは、不起訴を適當なりといふときにも、議決をしなければならぬのでしやうか。ここに書いてある議決は、どうも起訴を相當とすべしという場合のように思ひますが、どうですか。

○佐藤(蔵)政府委員 檢察審査会の議決は、すべて過半数の議決によつて定まることになつておりますし、なお起訴を相當とするといふ議決をするには過半数だけでなく、三分の二以上の多数を得なければ議決することができないといふように三十三條で定めてありますので、四十六條の議決という中には、起訴を相當とする場合と不起訴を相當とする場合と、いずれも含んでおるものと解釈いたしておるのであります。

○鍛冶委員 四十八條に基づく建議または勧告、一種の建議をしよう、勧告をしようといふ、これも議決だらうと思ひますが、これは議決の中へはいらぬのでしやうか。

○佐藤(蔵)政府委員 檢察審査会が檢察事務の改善について、ある事柄を檢察正に建議するか、あるいは勧告しようといふ場合に、檢察審査会としての行動をとりますには、やはり議決をして、いわゆる過半数の賛成を得て、檢察審査会としての行動をとらなければならぬのであります。それは四十六條の議決とはまた違ふのであります。四十六條で言つておる審査の結果「議決」といふのは、これは條文の上から申しまして、当然起訴、不起訴に關する議決に限られるものと解釈いたしておるのであります。

○鍛冶委員 私もさうだらうとは思ひますが、四十六條を読んだだけでは、ただ議決と書いてありますので、やはり建議あるいは勧告するには過半数で議決するものと思ひます。さうなりますとなおさうこの四十六條は起訴を相當とするといふときだけではないですか。それ以上こんなことは要らないのじやないですか。

○佐藤(蔵)政府委員 三十八條の規定を見ましても、檢察審査会の議決といふのは、檢察官の公訴を提起しない、

いわゆる不起訴処分が適當であるか不適當であるかという両方の議決があることを予想いたしておるのでありますから、四十六條の議決もやはり両方合んでおるものと考えられるのであります。その後に出てきます第七章の建議及び勧告の場合には、これは四十八條の一箇條だけで檢察正に建議、勧告することができるといふ規定でありまして、その建議、勧告に基いて檢察正がどういふ行動をしなければならぬか。あるいは建議、勧告の効力がどうかといふことは何ら触れておらないのであります。

○鍛冶委員 その次に承りたいのは、四十八條であります。ある具体的な檢察官の職務の改善であれば、その檢察官の檢察正(言ひのことは適當であります)が、一般檢察事務に關してかくありたしといふことであれば、一つの檢察正へ言つても不適當のように思ひますが、さういふ場合はやはり檢察正でなければいかぬといふことですか。全國檢察廳に關すること、もしくは檢察事務全体に關する事柄、さういふ場合檢察正といふことは意味が狭いと考へますが、いかがですか。

○佐藤(蔵)政府委員 檢察正は御承知のように、各府縣においてそれ／＼の地方檢察廳を主宰いたしておられます。係上、いわゆる第一線に立つて地方民と最も接觸いたしておるのでありますから、國民一般から檢察事務の改善に關して意見を徴するといふことについては、最も適當な地位にあるものと考えられるのであります。従つて檢察審査会がその職權に基いて建議、勧告する場合に、さういふ檢察正に勧告することができ、さういふ途を開

いたのであります。

○**鑑治委員** そうすると検事正を通じてそういう申し立てをする和解すればいいのですか。ここで見ると、その検事正に言うということになっておりますが、ところがその検事正に対する行動を言うのではなくて、もつと上の方にも言うということになると、検事正を通じてそういう建議をやるということにならないで、検事正そのものに言うと言っているのですが、検事正が上に通じないでもないというところに考えられますが、いかがですか。

○**佐藤(藤)政府委員** それは先ほども申し上げましたが、検事正が自分の所管事項について建議または勧告を受けますれば、ただちにそれに従つて善処することができると考えるのであります。すけれども、もし所管外の事項でありますならば、その所管の検事正なり、あるいは検事長なり、あるいは法務廳なり、それらの適當な所管者に建議、勧告の意見を伝えることと考えておりますが、その点については別にどうししなければならぬといふこまかい規定はいたしておきませんけれども、最後は檢察審査会に特に建議または勧告の権限を認めたのでありますから、この規定の趣旨に照しまして検事正が適当に善処することを期待いたしてゐるのであります。

○**石川委員** 四十四條についてお伺いします。専門的助言を徴することができるとありますが、専門的助言を徴せられる人が来なかつたりしても、何の制裁もないということになりますか。

○**佐藤(藤)政府委員** 檢察審査会は、必要がある場合には専門家の出頭を求め、その専門的助言を徴すること

ができるのであります。もしその専門家が檢察審査会の要求に応じて出て来なかつたという場合には、特に制裁は、証人の場合と違ひまして、特に制裁の規定は設けておらないのであります。

○**石川委員** よくわかりましたけれども、田舎等におきまして専門的助言を求める人がきわめて少ない場合には、おいては、一人か二人の人が来てくれなかつたらその目的が達せられなくなるではないかと思ひますが、これは四十四條等に何ら強制力は要らないというお考えでしようか。

○**佐藤(藤)政府委員** 檢察審査会が専門的助言を求めるためにその出頭を求めたにかかわらず、これに應じなかつたという場合には、その専門家に對して特に制裁の規定は設けておきませんけれども、出て来られなかった場合には、第四十五條に、政令の定めるところによつて相當な旅費、日当、宿泊料を給するということになつておきますので、かような規定の趣旨に鑑みまして、おそらく特別な事故がない以上は、専門家がそれ／＼進んで檢察審査会に出てまいりまして、その専門的助言を供することだろうと考へられるのであります。

○**石川委員** 五十一條ですが、五十一條によりますと、檢察審査員に對して不正の請託をいたしました者の制裁が書いてありますが、この檢察審査員がこれを受けました場合には、刑法の規定によつて処罰するといふのであります。ここには檢察審査員に對し不正の請託をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。とありますが、その意味をお尋ねいたしたいと思ひます。

○**佐藤(藤)政府委員** 五十一條の規定は、申し上げるまでもなく檢察審査員をして公正な立場において職務に精進せしむるために、その檢察審査員に對して不正の請託をした者を処罰する規定であります。が、もし檢察審査員がその不正の請託を受けて、たとえば賄賂を受けたという場合には、刑法の公務員の瀆職罪の規定によつてそれ処罰を受けなければならぬものと考へます。

○**鑑治委員** この二十七條の規定に基いて檢察審査會議を開くことになつておりますが、これはどこで開くのであります。場所の指定はないのであります。

○**佐藤(藤)政府委員** 檢察審査会は、第一條の規定によつて、各地方裁判所及び地方裁判所支那の所在地に檢察審査會を設けることになつておりますので、その檢察審査會の設けられた所で、檢察審査會の實際の會議が催されることになつておるのであります。

○**鑑治委員** 私の聴かんとするのは、場所が特に指定しないで、この所在地であればどこでもやつていいのか、それともどこでやるといふことがきまるのか、それを聞いておるのであります。

○**佐藤(藤)政府委員** この法案が可決せられ、なお所要の予算が通過いたしましたれば、それに基いて全國に二百を下らざる数の檢察審査會が各地に具體的に設けられますので、その審査會の設けられておる所、すなわち檢察審査會の事務局が設けられますので、その事務局の所在の場所を具體的な檢察審査會が開催されることと考へられるのであります。

○**鑑治委員** そうすると建物については、裁判所と特別のつながりはないのですか。そうするとこれは二十二條のときには、裁判長はそこに出張して来なければならぬことになりますか。

○**佐藤(藤)政府委員** 檢察審査會のために各地に事務局が設けられるのでありますけれども、それがために特に新しい建物を用意するといふようなことは、目下の財政状態においてどうも困難だろうと考へられますので、當分の間は裁判所の事務局の一部をこの檢察審査會の事務局に充當せられるものと考へております。

○**鑑治委員** そこで第二十二條に檢察審査員の心得といふことがありますが、何か檢察審査員心得といふ特別のものができるのであります。できるものとすれば、それはどういふような内容のものであるかをちよつと聽いておきたいと思ひます。

○**佐藤(藤)政府委員** 檢察審査會議の開會にあたりまして、地方裁判所長または地方裁判所支部に勤務する裁判官は、あらかじめ檢察審査員及び補充員に對して、檢察審査員として守らなければならない心得を諭告するのであります。が、この諭告すべき心得は、結局檢察審査員及び補充員は、良心に従つて公平に誠実にその職務を行わなければならないといふ心得を諭告することになるのであります。

○**鑑治委員** 今のお話ですが、おつしやつたのは、宣誓はそうなるのだが、宣誓と諭告といふものは違ふのではあるまいか。裁判所において証人の場合でも、やはりこつ／＼してそれから宣誓をさせるのです。ここに書いてある良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふといふことは、これは宣誓の内容であります。が、そのほかに諭告するのであるか。たとえば罰則を聞かしてやるのか、これから審査の方法はこうしてやるのだとか、そういうことがなかつたら意味をなさぬように思ひますが、いかがですか。

○**佐藤(藤)政府委員** 實際の場合においては、その心得について詳しく諭告する場合もありましようし、あるいは簡単に諭告する場合もあるだろうと思ひます。ただいま鑑治委員の御指摘のように、會議の内容については漏らしてはいけぬ、あるいは會議の途中において他の力に支配されてはいけないとか、いろ／＼な具體的事項が出て諭告するだろうと思ひますが、要するに檢察審査員は良心に従ひ公平誠実にその職務を行わなければならないのだといふ趣旨に附屬するだろうといふふうに考へておるのであります。

○**岡井委員** この法律ができましてから、予算は、何もかもひつくるめて、全体で大体どのくらいかかるものでありますでしょうか。

○**佐藤(藤)政府委員** 政府提出の原案をそのまま運営することになりますれば、大抵年額三億四千萬、最初の二十三年度で二億四千萬を予算に計上いたしたいと考へておるのであります。が、缺格者を排除する、いわゆる檢察審査員の選定の方法等について、當委員會においてお考えのような改正案に改めするならば、上ほど簡略になりますので、その所要の予算額も、あるいは半額くらいで済まされるのではないかと、いふように考へられるのであります。

○佐藤廉政府委員 本法律案が提出されるまでもなく、從來の檢察官は、具體的に事件の起訴、不起訴にあたりましては、その事件の発生当時の状況であるとか、あるいは被疑者の性格、また犯罪後の状況等に照らしまして、

ぐあいでは、一家の中に事件を起したものは、泣癪入りである、ほんとうの眞相は発見していただけない、かような感じを持つものでございます。それからこのことは、裁判官なり検察官なりと打明けて御懇談をお願いいたします

うございます。

○石川委員長代理 暫時休憩いたします。

午後七時四十五分休憩
午後八時四十八分開議

第一條 凡丁廿の里を管理するは、

及び第十二條とし、それと同一條中

事務局又は上席の裁判所事務官」を「檢察審査会事務局」に改める。

第十九條を第十三條とし、同條中「地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局又は上席の裁判所事務官」を「檢察審査会事務局」に改める。

第二十條を第十四條とする。

第二十一條を第十五條とし、同條中「第十九條」を「第十三條」に、「地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局又は上席の裁判所事務官」を「檢察審査会事務局」に改める。

第二十二條を第十五條とする。

第二十六條を第二十條とし、同條

第一項中「四百五十人」を「六百人」に改め、第二項の次に次の一項を加え、末項中「檢察審査会事務局」の上

に「檢察審査会事務局局長及びその他

の」を加える。

最高裁判所は、各檢察審査会の檢察審査会事務局のうち一人に各檢察審査会事務局局長を命ずる。

第二十七條を第二十一條とし、同條中「第十九條」を「第十三條」に改め

る。

第二十八條乃至第三十條を第二十二條乃至第二十四條とする。

第三十一條を第二十五條とし、同條中「第四十條」を「第三十四條」に

「第二十四條」を「第十八條」に改め

る。

第三十二條乃至第三十九條を第二十六條乃至第三十三條とする。

第四十條乃至第四十五條を第三十四條乃至第三十九條とする。

第四十六條を第四十條とし、同條中「且つ、」及び「なければならな

い。」を削り、「議決の趣旨を揭示し

る。」を加える。

第四十七條及び第四十八條を第四十一條及び第四十二條とする。

第四十九條を第四十三條とし、同條中「第四十三條」を「第三十七條」に改める。

第四十八條 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定め

る。

附則第二項の次に左の一項を加え

る。

裁判所職員に定員に關する法律

（昭和二十二年法律第六十四号）第四

條中「專任六百九十七人」を「專任

七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

の下に「且つ、第三十條の規定に

よる申立をした者があるときは、そ

の申立にかゝる事案についての議決

の趣旨をこれに通知しなければなら

ない。」を加える。

第四十七條及び第四十八條を第四

十一條及び第四十二條とする。

第四十九條を第四十三條とし、同

條中「第四十三條」を「第三十七條」に改める。

第四十八條 この法律の施行に關

し必要な規定は、政令でこれを定め

る。

附則第二項の次に左の一項を加え

る。

裁判所職員に定員に關する法律

（昭和二十二年法律第六十四号）第四

條中「專任六百九十七人」を「專任

七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

る。

「專任七百五十九人」に改め

の選挙管理委員会は衆議院議員選挙名

簿のうちより檢察審査会を単位とし、

一群より四群まで各百人ずつ、計四百

人の檢察審査員の候補者をくじで選定

してその名簿を調製し、これを檢察審

査会事務局に送付し、同事務局がこれ

より毎三箇月ごとに檢察審査員及び補

充員五人または六人を選定するものと

して、手続の簡略化をはかり、その経

費等を約半減することにいたし、この

手続の変更に伴う最少限の事項を修正

したものであります。

以上修正案の提案理由を簡単に申し

上げた次第であります。各委員の御賛

成をお願いいたします。

○井伊委員長 それでは修正案及び原

案を一括して討論に付します。石井繁

九君。

○石井委員 社会党を代表いたしますし

て、修正案並びに修正案を除く本案に

つきまして賛成の意を表する次第であ

ります。簡単に賛成の趣旨を申し述べ

たいと思います。

この法案は一見いたしますと、ま

ことに簡単な法案であります。が、し

かしつら／＼考えますと、民主主義

の政治構想において欠くことのできな

いところの重大なる法案であると考え

るものであります。つまり民主主義の

政治構想は、各機關に独裁を許さない

というのが中心点になつており、國會

には解散あるいは四箇年ごとの総選挙

があり、裁判官にはまた國會による國

民審査あり、行政機關におきましては

總理大臣の國會の指名あるいは各省大

臣の總理大臣による任免等がありまし

て、おの／＼その機構が制約をせられ

ておるのであります。しかるに選挙の

起訴権につきましては、何ら制約せら

れるところがなく、かつて起訴権を政

治的に利用するといふようなことによ

りまして、いろ／＼と司法ファッショ

というやうな問題も出たことがあるの

であります。かようなことを考へてみ

ますと、この選挙の起訴権に対する

ところの一つの民意の介入といふもの

があることは、日本の民主主義の健全

なる発達のために欠くべからざる要

点であると考えらるべきであります。この

点を考慮し、制定されましたところ

のこの法案は、非常に意義のある法案

である。ただ新しい法律であります

から、國民が正しく利用するといふこ

との能力いかに相當疑点がもたれる

のであります。國民が民主的に訓練

され、そうしてまた各界がそれに努力

をいたしますれば、有終の美が保てよ

うと思ひます。本案については賛意

を表するにやぶさかでない次第であ

ります。特にかような画期的法案であ

りまして、その上に修正点におきまし

ては、経費をかけるまいといふことに非

常に努力をいたしましてこの修正をい

たしたのであります。経費をかけるな

いさやうな重大な目的が達せられる

この点につきまして、社会党を代表い

たしまして、心から賛意を表する次第

であります。

○井伊委員長 八並達雄君。

○八並委員 民主黨を代表いたしまし

て、本案並びに修正案に賛意を表しま

す。

この提案の趣旨はまことに結構なこ

とであります。また賛意を表する

のであります。ただこれに要する

費用につきましては、修正案によりま

して相當の削減をし得たのであります

が、それでもなお約二億に近い國費を

要するのであります。現在財政の非常

に困難なわが國の現状に鑑みまして、

この國費を出されることは、非常に財

政上の負担ともなると考えますが、諸

般の情勢上やむを得ないと思ひます

し、お願いしたいことは、できるだけ

経費を削減することに御努力願ひたい

と思ひます。なおかつて私ども

は、陪審員法において必ずしも成功を

いたさなかつたのであります。従いま

して、この法律につきましても、現在

のわが國の民度、文化の程度におきま

しては、よほどその運用に努力いたさ

ないと、法の目的を達せられないじや

ないかといふことを考へていられるのであ

ります。さうな点につきましても、

万ぬかりなく政府におきましては御準

備なり、適當な御指導を賜わらんこと

を切望するものであります。

○井伊委員長 大島多蔵君。

○大島委員 先ほど來の討論の中

にもありました通り、本法案を実施す

るためには、相當多額の経費を必要と

する点、並びにそのやうな多額な経費

を費やしても、はたして所期の効果を

期待し得るかといふ点において、相當

疑念を私は有しております。それで私

といたしましては、いかに賛意を表

したい点もありませんけれども、しか

しながら警察事務の民主化に徹するこ

と、並びに諸般の情勢を考慮いた

しまして、私は進まぬながら、政府原

案並びに修正案に賛意を表することに

いたします。

○井伊委員長 松木弘君。

○松木委員 私は民主自由黨を代表い

たしまして、本修正案並びにそれ以外

の原案に賛成するものであります。刑

事訴訟に關する一種の民主化といふこ

とを

とを

とを

とを

とを

とを

とを

とを

とを

とは、われ／＼も非常に賛成であります。しかし法案の内容には、私も多少の不満があるでありますけれども、初めの試みでありますから、今後運営して、しかる後にあるいは改正すべきものがあるとも思われるのでありますけれども、この際賛成の意を表しておきたいと思ひます。

○井伊委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず各派共同提案の修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて全員一致をもつて、提案のごとく修正するに決しました。

次に、ただいま採決いたしました部分を除く原案について採決をいたします。ただいま修正いたしました部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて修正部分を除く他の部分は、原案の通り決しました。よつて本案はここに修正議決せられました。

これにて散会いたします。

午後八時五十九分散会

〔参照〕

檢察審査会法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は、檢察官の不起訴処分、可否の審査並びに檢察事務の改善に関する建議又は報告を所掌する檢察審査会制度を設ける

ことを目的とする。由來わが國の法制によると、公訴は檢察官のみが行うのであるが、新憲法の精神に鑑みると、公訴権の實行に關しても民意を反映せしめることが至當と考えられる。しかうして公訴権の實行に關し民意を反映せしめるには、いかなる方法が適當であらうか。英米における起訴陪審も考慮の対象となるが、その実績を調査し、わが國の事情を反省するとき、いま俄かに起訴陪審を採用することは適當有効ではない。むしろ檢察官の不起訴処分の可否の審査並びに檢察事務の改善に關する建議又は報告を所掌する檢察審査会制度を設けるのが、最もわが國情に合致するものと考えて本案を提出するに至つたのである。

次にこの法案の内容をみると、第一は、檢察審査会は政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に置かれるもので、その数は全國を通じて二百を下つてはならない。第二は、檢察審査会は、その管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有するものであつて、一定の欠格事由のないものの中から選定した十一人の檢察審査員をもつて組織するのである。檢察審査員資格者名簿及び檢察審査員候補者名簿の調製方法並びにこれによる選定方法などは陪審法のそれに準じている。檢察審査員及び補充員の任期は六箇月であるが、この法律施行後最初に選定される檢察審査員及び補充員たる各十一人のうち、各六人の任期は三箇月、各五人の任期は六箇月と定め、爾後三箇月ごとに六人又は五人があらたに選定補充されるものとし、いわゆる半数交替制を採つて、檢察審査会の機能の低下を防止する方策を講じたのである。

第三は、檢察審査会は告訴若しくは告訴をされた者、請求をまつて受理すべき事件については請求者又は被害者の申立があるときは、必ず不起訴処分を正当なりや否やの審査を行ななければならぬ。又檢察審査会の過半数による議決があるときは職権によつて不起訴処分の可否を審査することができ、なお檢察事務の改善に關する建議や報告をすることもできる。なお以上の職能を行うに當り、檢察審査会は何人の指揮監督も受けず、全く独立して所掌事項を取り扱う。

第四は、檢察審査会の審議手続である、即ち檢察官に対し審査に必要な資料の提出及び意見の開陳を要求し審査申立人及び証人を呼び出して、これを尋問し、又は相互と認める者の出頭を求めて、法律その他の事項に關し専門的助言を徴することができるのである。檢察審査会は審査の結果議決をしたときは理由を附した議決書を作成し、その議本を当該檢察官を指揮監督する檢察正及び檢察官適格審査委員会に送付し、且つ、議決の要旨を七日間掲示することにしている。しかうして檢察正は檢察審査会の議決を參考にし、公訴を提起すべきものと思料するとき

は、起訴の手続をしなければならぬといふのである。以上が政府原案の要旨である。

二、議案の修正議決理由

この法律案に対しては相當問題となる点が多く、實質上も困難を予想されるので、委員会において難色が強かつたのである。

その問題となつた主要な点の第一は、わが國の現状及び過去に鑑み、かつて陪審法が失敗したように、檢察審査会法案が失敗に帰する懸念が少くない。その理由は司法方面は過去において弊害が比較的小く、起訴陪審のごときを要求する風潮は、わが國民一般の意識に盛り上つていないからである。

第二は、檢察官が不起訴と決定した事件の正当なりや否やを審査するには相當の知識経験を必要とする。かりに言うごとく、くじで選出され、何の興味もない老害が審査するといつても、これが國民の審査という趣旨を現実生活に活かすことができるであらうかという實施に當つての手段方法上の懸念である。

第三は、檢察審査会に要する経費は、裁判所の経費の一部として國の予算に計上され、その総額は約六億圓に達すると予定されている。かかる實施の費用を要するものは、現在の國家財政窮乏の折柄でなくとも、數年後を待つて實施する位の重要性に序列があるのではないかという懸念である。しかしこの法律案を可決せしめるを適當とする理由として、次の事項が主張されたのである。

その一は、檢察審査会法案の思想的背景となつてゐるわが國の司法制度の運営に対する革新的な民主化の精神に對して、何人も反對する者はない得ない筈である。檢察審査会法案に對する非難は、その方法やこの法案を受け入れる準備や實施経費に對するものである。

その二は、わが國の檢察制度は過去において弊害がなかつたわけではなく、檢察官が起訴と不起訴との間に解釈をいかにするかによつて、隱然たる実力とこれによる脅威があつたことは否定されない。新憲法の下において、かかる弊害は一掃されるわけであるが、檢察審査会法案もまたかかる方向への復元化に逆作用すると認められるのである。

かくて本案については難点多く、その理由又十分首肯せられるのであるが、司法民主化の大道に沿つて檢察審査員制度を採用することは國家の全制度が民主化を推し進めるため、大きく變動しつつある今日の實情に鑑み、また適切なものと思はれるのである。本委員会は次のごとき修正を加へた上、本案を認めることにした。

修正案の要は、第一に、檢察審査会事務官四百五十人を六百人に増員して、檢察審査会法案に含まれてゐる檢察民主化の精神を民衆に普及せしめ、且つ、審査事務の能率をあげること。第二に、實施の経費約一億四千万圓を、節約できるように事実上工夫したこと

である。よつて本案は別紙のごとく修正議決せられた次第である。右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡駒吉殿

(小字及び一は委員会修正)

檢察審査会法案の一部を次のように修正する。

第一章 総則

第一條 公訴権の行使に關し民意を反映せしめてその適正を図るため、政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に檢察審査を置く。但し、檢察審査会の数は、二百を下つてはならず、且つ、各地方裁判所の管轄区域内に少くともその一を置かなければならない。

檢察審査会の名称及び管轄区域は、政令でこれを定める。

第二條 檢察審査会は、左の事項を掌る。

一 檢察官の公訴を提起しない処分、の可否の審査に關する事項

二 檢察事務の改善に關する建議又は勧告に關する事項

檢察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者の申立があるときは、前項第一号の審査を行わなければならない。

檢察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職權で第一項第一号の審査を行うことができる。

第三條 檢察審査会は、獨立してその職權を行ふ。

第四條 檢察審査会は、当該檢察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選舉權を有する者の中からくじで選定した十一人の檢察審査員を以てこれを組織する。

第二章 檢察審査員及び檢察審査会の構成

第五條 左に掲げる者は、檢察審査員となることができる。

一 小学校を卒業しない者又は小学校卒業と同等以上の學識を有しない者

二 破産者で復権を得ないもの

三 耳の聞えない者、口のきけない者

四 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六條 左に掲げる者は、檢察審査員の職務に就くことができない。

一 天皇、皇后、太皇太后、皇太后、及び皇嗣

二 國務大臣

三 裁判官

四 檢察官

五 最高裁判所事務總長、最高裁判所長官、秘書官、司法研修所教官、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所技官、執行吏及び廷吏

六 少年審判官、少年保護司及び少年審判所書記

七 法務廳官吏

八 檢察總長秘書官、檢察事務官、檢察技官その他の檢察廳の職員

九 檢察審査會事務官

十 國家公安委員會委員、都道府縣公安委員會委員、市町村公安委員會委員、特別區公安委員會委員及び警察職員

十一 司法警察職員の職務を行ふ者

十二 監獄官吏

十三 經濟監視官吏

十四 收税官吏、税關官吏及び專賣官吏

十五 郵便電信電話鐵道及び軌道の現業に従事する者並びに船員

十六 都道府縣知事及び市町村長

十七 弁護士及び弁理士

十八 公証人及び司法書士

十九 檢察審査員は、左の場合には、職務の執行から除外される。

一 檢察審査員が○被害者であるとき。

二 檢察審査員が被害者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 檢察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 檢察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は雇人であるとき。

五 檢察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。

六 檢察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

七 檢察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁理人となつたとき。

八 檢察審査員が事件について檢察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

第八條 左に掲げる者は、檢察審査員の職務を辭することができ、一年齢六十年以上の者

二 國會又は地方公共團體の議会の議員、但し、会期中に限る。

三 官吏、公吏及び教員

四 學生及び生徒

五 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて檢察審査會から職務を辭することの承認を受けた者

第九條 市町村の選舉管理委員會は、毎年九月十五日の現在によりその市町村内において檢察審査員の資格を有する者を調査し、十月三十一日までに檢察審査員資格者名簿を調製しなければならない。

檢察審査員資格者名簿には、資格者の氏名、職業、住居及び生年月日を記載しなければならない。

第十條 市町村の選舉管理委員會は、十一月五日から十五日間市役所、町村役場又はその指定した場所において檢察審査員資格者名簿を縦覧に供ししなければならない。

市町村の選舉管理委員會は、縦覧開始の日から、少くとも三日前に縦覧の場所を告示しなければならない。

第十一條 法律に違反して檢察審査員資格者名簿に登録された者は、縦覧期間内に限り、市町村の選舉管理委員會に異議の申立をすることができ、

第十二條 市町村の選舉管理委員會は、前條の申立を受けたときは、その理由を審査し、申立を受けた日から二十日以内にこれを決定しなければならない。その申立を正当であると決定したときは、直ちに檢察審査員資格者名簿を修正し、その旨を申立人に通知し、且つ、これを告示しなければならない。その申立を正当でないとして決定したときは、その旨を申立人に通知しなければならない。

第十三條 市町村の選舉管理委員會の決定に不服のある申立人は、市町村の選舉管理委員會の委員長を被告とし、決定の通知を受けた日から七日以内に地方裁判所に告訴することができ、

前項の裁判所の判決に対しては、控訴をすることができない。但し、最高裁判所に上告することができる。

第十四條 檢察審査員資格者名簿は、十二月二十日を以て確定する。但し、確定判決により修正すべきものは、市町村の選舉管理委員會において直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

法律に違反して檢察審査員資格者名簿に登録されない者は、前項の規定により異議の申立をすることができ、

異議の申立は、書面を以てし、その理由を陳明しなければならない。

第十二條 市町村の選舉管理委員會は、前條の申立を受けたときは、その理由を審査し、申立を受けた日から二十日以内にこれを決定しなければならない。その申立を正当であると決定したときは、直ちに檢察審査員資格者名簿を修正し、その旨を申立人に通知し、且つ、これを告示しなければならない。その申立を正当でないとして決定したときは、その旨を申立人に通知しなければならない。

第十三條 市町村の選舉管理委員會の決定に不服のある申立人は、市町村の選舉管理委員會の委員長を被告とし、決定の通知を受けた日から七日以内に地方裁判所に告訴することができ、

前項の裁判所の判決に対しては、控訴をすることができない。但し、最高裁判所に上告することができる。

第十四條 檢察審査員資格者名簿は、十二月二十日を以て確定する。但し、確定判決により修正すべきものは、市町村の選舉管理委員會において直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

第十五條 市町村の選舉管理委員會は、毎年九月十五日の現在によりその市町村内において檢察審査員の資格を有する者を調査し、十月三十一日までに檢察審査員資格者名簿を調製しなければならない。

檢察審査員資格者名簿には、資格者の氏名、職業、住居及び生年月日を記載しなければならない。

第十條 市町村の選舉管理委員會は、十一月五日から十五日間市役所、町村役場又はその指定した場所において檢察審査員資格者名簿を縦覧に供しなければならない。

市町村の選舉管理委員會は、縦覧開始の日から、少くとも三日前に縦覧の場所を告示しなければならない。

第十一條 法律に違反して檢察審査員資格者名簿に登録された者は、縦覧期間内に限り、市町村の選舉管理委員會に異議の申立をすることができ、

第十二條 市町村の選舉管理委員會は、前條の申立を受けたときは、その理由を審査し、申立を受けた日から二十日以内にこれを決定しなければならない。その申立を正当であると決定したときは、直ちに檢察審査員資格者名簿を修正し、その旨を申立人に通知し、且つ、これを告示しなければならない。その申立を正当でないとして決定したときは、その旨を申立人に通知しなければならない。

第十三條 市町村の選舉管理委員會の決定に不服のある申立人は、市町村の選舉管理委員會の委員長を被告とし、決定の通知を受けた日から七日以内に地方裁判所に告訴することができ、

前項の裁判所の判決に対しては、控訴をすることができない。但し、最高裁判所に上告することができる。

第十四條 檢察審査員資格者名簿は、十二月二十日を以て確定する。但し、確定判決により修正すべきものは、市町村の選舉管理委員會において直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

第十五條 市町村の選舉管理委員會は、毎年九月十五日の現在によりその市町村内において檢察審査員の資格を有する者を調査し、十月三十一日までに檢察審査員資格者名簿を調製しなければならない。

檢察審査員資格者名簿には、資格者の氏名、職業、住居及び生年月日を記載しなければならない。

第十條 市町村の選舉管理委員會は、十一月五日から十五日間市役所、町村役場又はその指定した場所において檢察審査員資格者名簿を縦覧に供しなければならない。

市町村の選舉管理委員會は、縦覧開始の日から、少くとも三日前に縦覧の場所を告示しなければならない。

ない。

天災事変その他の事故に因り必要があるときは、更に檢察審査員資格者名簿を調製しなければならぬ。

前項の檢察審査員資格者名簿の調製及びその期日、縦覧確定に関する期日、期間等は命令の定めるところによる。

第十五條 檢察審査会の置かれた地に在る地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局長又は上席の裁判所事務官は、毎年十二月二十日まで、

に、檢察審査員候補者の員数を当該檢察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

檢察審査員候補者は、各檢察審査会ごとに、第一乃至第四の四群に分ち、各群の員数は、それぞれ三百人とする。

第十六條 市町村の選挙管理委員会は、前條の通知を受けたときは、

市町村の選挙管理委員会に、候補者の名簿を提出し、これを審査し、合格者名簿を調製しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、候補者の名簿を提出したとき、その候補者の年齢、住所、及び生年月日を記載した候補者名簿を調製しなければならない。

前項のくじは、資格者三人以上の立会を以てこれを行わなければならない。

ならない。

前項の調製の結果その資格を有する予定者が割当てられた檢察審査員候補者の員数に足りないときは、その足りない員数についてこれを充足させるまで前項の規定を適用する。

市町村の選挙管理委員会は、第一項又は第二項の規定によりくじを行ふ日から、少なくとも三日前にくじを行ふべき場所及び日時を告示しなければならない。

第一項又は第二項の規定によりくじを行ふ場合においては、選挙管理委員の選挙権を有する者は、これを立ち会ふことができる。

市町村の選挙管理委員会は、第一項及び第二項の規定により決定された檢察審査員候補者について、その氏名、住所及び生年月日を記載した候補者名簿を調製しなければならない。

第九條第二項の規定は、檢察審査員候補者名簿にこれを準用する。

第十七條 市町村の選挙管理委員会は、一月十五日までに檢察審査員候補者名簿を管轄地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局長又は上席の裁判所事務官に送付しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、檢察審査員候補者名簿に記載された者にその旨を通知し、且つその氏名を告示しなければならない。

第十八條 市町村の選挙管理委員会は、前條の規定により檢察審査員候補者名簿を送付した後、その候補者中死亡し、若しくは衆議院議員選挙権を有しなくなった者があるとき、又は第五條若しくは第六條の各号の一に該当するに至つた

者があるときは、遅滞なくこれを管轄地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局長又は上席の裁判所事務官に通知しなければならない。

者があるときは、遅滞なくこれを管轄地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局長又は上席の裁判所事務官に通知しなければならない。

第十九條 地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局長又は上席の裁判所事務官は、毎年一月三十一日に第一群檢察審査員候補者の中から各五人の、四月三十日に第二群檢察審査員候補者の中から各六人の、七月三十一日に第三群檢察審査員候補者の中から各五人の、十月三十一日に第四群檢察審査員候補者の中から各六人の檢察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

前項に掲げた日が日曜日にあたるときは、それぞれその前日に前項のくじを行わなければならない。

第一項のくじは、地方裁判所の判事、地方檢察廳の検事及び関係市町村の吏員各一人の立会を以てこれを行わなければならない。この場合において、立会をした者は、檢察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

第二十條 檢察審査員及び補充員の任期は、各六箇月とする。

第二十一條 第十九條第一項の規定による檢察審査員及び補充員の選定が了つたときは、その都度速やかに檢察審査会を開き、檢察審査会長を互選しなければならない。この場合において檢察審査会長が互選されるまでは、地方裁判所又は地方裁判所支部の事務局長

又は上席の裁判所事務官が檢察審査会長の職務を行う。

檢察審査会長は、檢察審査会議の議長となり、檢察審査会の事務を掌理し、檢察審査会事務官を指揮監督する。

檢察審査会長の任期は、第十九條第一項の規定による次期の選定の行われる時までとする。

第一項の規定は、檢察審査会長が欠け、又は職務の執行を停止された場合にこれを準用する。

外、檢察審査会長に事故のあるときは、予め檢察審査会の定める順序により他の檢察審査員が臨時に檢察審査会長の職務を行う。

第二十二條 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前條第一項の檢察審査会議の開会前、檢察審査員及び補充員に対し、檢察審査員の心得を諭告し、これをして宣誓をさせなければならない。

宣誓は、宣誓書によりこれを行わなければならない。

宣誓書には、良心に従ひ公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。

地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、檢察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

第二十三條 檢察審査員は、禁錮以上の刑にあたる罪につき起訴されるときは、その判決確定に至るまで、その職務の執行を停止される。

第二十四條 檢察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、檢察審査会長は、補充員の中からくじで補充の檢察審査員を選定しなければならない。

前項のくじは、檢察審査会事務官の立会を以てこれを行わなければならない。

第三章 檢察審査会事務局及び檢察審査会事務官

第二十五條 各檢察審査会に事務局を置く。

第二十六條 各檢察審査会を通じて四百五十人の檢察審査会事務官を置く。

檢察審査会事務官は、二級又は三級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命じ、檢察審査会事務官の勤務する檢察審査会は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを定める。

第二十七條 各檢察審査会に、檢察審査会長の指揮監督を受けて、檢察審査会の事務を掌る。

第四章 檢察審査会議

第二十八條 檢察審査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の各十五日に檢察審査会議を開かねばならない。

檢察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも檢察審査会議を招集することができる。

第二十九條 第二項の規定は、第

第二十八條 檢察審査會議の招集は、檢察審査会長が、檢察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十九條 檢察審査員及び補充員に対する招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に應じないときは過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第三十條 檢察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由に因り招集に應ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができ、その事由を説明しなければならない。

第三十一條 檢察審査員は、檢察審査員全員の出席がなければ、會議を開き議決することができない。

第三十二條 檢察審査員が會議期日に出席しないとき、又は第四十條の規定により除外の議決があつたときは、檢察審査会長は、補充員の中から、臨時に檢察審査員の職務を行ふ者を選定しなければならない。

第三十三條 第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十四條 檢察審査會議は、これを公開しない。

第三十五條 檢察審査會議の議事は、過半数でこれを決する。但し、起訴を相当とする議決をするには、八人以上の多数によらなければならない。

第三十六條 檢察審査會議の議事は、會議録を作らなければならない。

第三十七條 會議録は、檢察審査會事務官が、これを作る。

第三十八條 檢察審査員及び補充員には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第三十九條 告発若しくは告訴をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者は、檢察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、その檢察官の属する檢察廳の所在地を管轄する檢察審査會にその処分の当否の審査の申立をすることができ、但し、裁判所法第十六條第四号に規定する事件並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪に係る事件については、この限りでない。

第四十條 審査の申立は、書面により、且つ申立の理由を明示しなければならない。

第四十一條 檢察官の公訴を提起しない処分の当否に關し檢察審査會議の議決があつたときは、同一事件について更に審査の申立をすることはできない。

第四十二條 第六章 審査手続

第四十三條 申立による審査の順序

は、審査申立の順序による。但し、檢察審査会長は、特に緊急を要するものと認めるときは、その順序を変更することができる。

第四十四條 職権による審査の順序は、檢察審査会長が、これを定める。

第四十五條 檢察審査会長は、檢察審査員に対し被疑者の氏名、職業及び住居を告げ、その職務の執行から除外される理由があるかないかを問わなければならない。

第四十六條 檢察審査員は、除外の理由があるとするときは、その旨の申立をしなければならない。

第四十七條 除外の理由があるとするときは、檢察審査會議は、除外の議決をしなければならない。

第四十八條 檢察官は、檢察審査會の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は會議に出席して意見を述べなければならない。

第四十九條 檢察審査會は、公務所又は公私の團體に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第五十條 檢察審査會は、審査申立人及び証人を呼び出し、これを尋問することができる。

第五十一條 檢察審査會は、証人がその呼出に應じないときは、当該檢察審査會の所在地を管轄する簡易裁判所に對し、証人の召喚を請求することができる。

第五十二條 前項の請求があつたときは、裁判所は、召喚状を発しなければならない。

第五十三條 前項の召喚については、刑事訴訟法を準用する。

第五十四條 檢察審査會は、相當と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に關し専門的助言を徴することができる。

第五十五條 証人及び前條の規定により助言を徴せられた者には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第五十六條 檢察審査會は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その議本を当該檢察官を指揮監督する檢察正及び檢察官通格審査委員會に送付し、且つ、その議決後七日間当該檢察審査會事務局の揭示場に議決の要旨を揭示しなければならない。

第五十七條 且つ第三十條の規定による申立した者が、その申立にかゝる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第五十八條 檢察正は、前條の規定により議決書原本の送付があつた場合において、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴の手續をしなければならない。

第八章 罰則

第四十九條 檢察審査員及び補充員は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく招集に應じないとき。

二 宣誓を拒んだとき。

第三十七條 第三項の規定により召喚を受けた証人が正当な理由がなく召喚に應じないときも、前項と同様とする。

第五十條 檢察審査員が會議の模様又は各員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第五十一條 前項の事項を新聞紙その他の出版物に掲載したときは、新聞紙に在つては編集人及び発行人を、その他の出版物に在つては著作人及び発行人を二万円以下の罰金に処する。

第五十二條 第二條第一項第一号に規定する職務に關し、檢察審査員に對し不正の請託をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

に日夜苦心し、凶悪事犯の檢挙や隠匿藏物實の摘発など、その功績は顯著なものがある。よつて本欄の別表において、檢察官の月給額の最低は、三千円とし、最高は一万三千円とし、認証官については、一万七千円から二万円としてい

衆議院議長松岡駒吉殿

一、議案の特別第一に、本案主案の根本理念は、新憲法において定められた裁判官の地位に基いていゝる。しかし裁判官は裁判所の法廷構成において檢察官の上位にあらねばならない。しかし差し当り現状においては待遇問題において、また檢察官の俸給が裁判官の報酬より少くなければならぬといふ

本委員会は、本案を概ね適正妥當のものと認める。その理由は第一に、現状においては、餓死する判事も少なくないという経済状況であつて、これがため裁判官の重要な職務の遂行に支障があるという懸念があるから、急いで報酬を支給する必要がある。第二に本案の

衆議院議長松岡駱吉殿

区分	月額
東京高等裁判所長官	一万九千円 一万八千円
その他の高等裁判所長官	一万八千円 一万七千円

〔第十四号参照〕

阪神における朝鮮人騒ぎより事件に関する調査報告書

先般の大阪、神戸における朝鮮人騒ぎより事件に関する調査報告書の調査結果は次の通りである。

一、事件の発端

昭和二十三年一月二十四日附文書(官字五号と称す)により文部省より各府縣知事宛左の如き通牒が発せられた。即ち

一、現在日本に在留する朝鮮人は昭和二十一年十一月二十日附總司令部発表により日本の法令に服しなければならない。従つて朝鮮人の子弟であつても法令に該當するものは日本人同様市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学せねばならない。又私立の小学校又は中学校の設置は学校教育法の定める所によつて都道府縣監督(知事)の認可を受けなければならない。

二、法令違反又は法令生徒の教育については各種学校の設置は認められない。

私立の小学校及び中学校には教育基本法のみならず、設置、廃止、教科書、教科内容については学校教育法における規則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行ふことは差支ない。

三、法令違反及び法令生徒以外の者の教育については各種学校の設置が認められ、学校教育法第八三條及び第八四條の規定が適用される。

三、前二項の趣旨を実施するため適切な処置を講ぜられたい。

二、大阪事件

(A) 事件発生までの経過

1 大阪府では二月十日朝鮮人学校長及び学校設立者に対して前記文部省通牒を発送し、同時に朝鮮人学校は法令による認可手続をとり、又朝鮮人学校教職員は通牒審査を直ちに施行すべき旨の通牒をも発送した。

2 二月二十六日大阪府は右に關する朝鮮人学校長会議を開催したるに、参加予定者七十名中十二名出席したるのみにて再会を約し流会となる。

3 三月十二日大阪府は再び朝鮮人学校長会議を開催せしめ代表者五名のみ來会、しかも朝鮮人教育の自主性を強調して反対した。

4 三月十六日大阪府は各地方事務所長、市町村長、朝鮮人学校長及び朝鮮人連盟委員長、連盟支部長等に左の通告をなし、これは二十三日送達された。

5 朝鮮人学校の校舎賃借契約期間満了は三月末日であるから期日限り明け渡すこと。

二、賃借契約の延期及び再契約はなされたい。

5 三月二十三日大阪府は朝鮮師範学校、西能勢初等学校、多奈川朝鮮人初等学校に三月三十一日限り閉鎖すべき旨の通告を通過した。

更に三月下旬関係市町村において

ては各管内の校舎明渡を要求し、嚴重警告を發せしめたが、朝鮮人側は應じなかつた。

6 四月十二日十九校に対し四月十五日限り閉鎖すべき旨の命令を發した。

四月十五日大阪府廳に朝鮮人学校代表者を呼び出し、右の事情を説明し、且つ至急に学校認可申請を提出するよう勧告した。

(B) 事件発生

1 以上の通り大阪府當局は指令又は指示に基き周到なる手続をなしたるにもかかわらず、十九校のうち明渡をなしたるもの六校(この分も閉鎖命令に應じて明け渡したものでなく、他に建物が多たから自然明渡をなしたものである)であつて、他は全部應ぜぬのみか、四月二十三日大阪朝鮮人教育問題調停委員会の名を以て府廳前に集合、当日午後二時府廳前に集合したるもの約七十名、その中約半数は児童と婦女子であつて、これに全通幹部二十名その他共産黨員約二十名参加應援したものである。

2 これより先、同日零時半より既に大塚副知事、濱田学務課長と朝鮮人代表三十名とが本件に關し三階知事室で面会、学校閉鎖命令撤回をめぐつて折衝中であつた。その頃府廳前集合中の大群衆に対し全通の一員が「只今朝鮮人師範学校が日本官廳によつて占據されたとアジツたため群衆はにわか騒ぎをあげて府廳の一階から四階に上つて殺戮し、身動きをなしたるをうて殺戮し、身動き

もできない混乱状態となり、遂に知事室へも乱入するに至つた。このとき知事室にあつた大塚副知事は身の危険を察知し、巧妙に別室より退避してしまつたので、副知事の姿を見失つた群衆は俄然騒ぎ出し、器物を破壊する等の暴行を始めた。この日動員された警察官は自治体警察官三、二七五名、國家警察官一、五〇〇名計約四、八〇〇名であつたが、これらの警察官によつて午後七時半頃までに全部府廳より追い出したのであるが、この時警官に負傷者三十一名、朝鮮人側にも負傷者を出したのであるが、その数は不明である。

一方檢察廳は右騒ぎに対し騒擾罪の嫌疑で二七九名を檢挙したのである。

3 翌四月二十四日朝早く南警察署に約五百名の朝鮮人が押しかけ、午後三時頃より騒擾となり、煉瓦等を投げつけたりして警察官約十三名負傷、朝鮮人暴行者六名の檢挙があつた。一方全日全通組合員等が檢察廳に至り、全員釈放、負傷朝鮮人に対する責任追及の要求書を提出した。

4 四月二十六日午後一時朝鮮人の大部分を混えた約二万五千名の群衆が府廳前の大日前公園に集合、代表者五名を選んで赤間知事に面会折衝したる結局決裂した。一方群衆に対しては解散命令を發したが應じなかつたため、群衆と警察官との間に騒擾を生じ、遂に警官二、三十名負傷、警察官側よりの発砲により朝鮮人一名死亡、他に若干の負傷者を生ずるの不祥事が惹起された。

5 右大阪事件に關しては、四月二十二日共産黨員岩井彌次方に黨員十名が集合、朝鮮人学校閉鎖問題につき朝鮮人側に應援する旨の談合をなしたと及び全日全通組合員の一部が通信局内において委員会を開き、同様應援をなす旨決議して各支部へ人員を派遣したとのことが、被檢者の取調によつて明かにされ、なお、われわれ委員に面会を求めたる日本共産黨関西地方委員会の委員の談により、共産黨員が朝鮮人側の運動に参加せる事実あり、且つ四月二十四日のデモの最中日本共産黨関西地方委員会の名により宣傳ビラの撒布及び演説等の事実目撃者により語られてゐる。

以上は大阪事件に關する概要である。

三、神戸事件

A 事件発生までの経過

一、兵庫縣の問題については、主として神戸市内の朝鮮人学校四校(神樂小学校三校、二宮小学校、神田小学校)の閉鎖に關して生じた問題であつて、前記四校に対しては昭和二十一年三月神戸市教育局は朝鮮人連盟及び同連盟促進青年同盟に対し口頭で右四校を賃借し、同時に朝鮮人学校が開設されたものである。

二、兵庫縣當局では口頭で述べた二十三年一月二十四日附文部省通牒を直ちに朝鮮人連盟本部、朝鮮建國促進青年同盟

が惹起された。

が惹起された。

が惹起された。

本部及び各地方事務所長、各市長宛送した。

三、次いで三月五日以後数回にわたり関係方面より兵庫縣當局に対し、朝鮮人学校閉鎖問題を急速に解決すべき旨勸告があつた。よつて兵庫縣當局は四月九日、右勸告の趣を関係者一同に係員を派して傳達させ、これと同時に朝鮮人学校児童生徒の公立小中学校受入につき遺憾なきやうとの通知を發し、私立学校設置の場合は正式の認可申請をなすべき旨朝鮮人側に勸告、且つ神戸新聞、縣公報にも同様の事項を掲載して一般に通告した。そして同日午後縣教育部長、神戸市教育局長及び警察局長は神戸檢察廳、地方裁判所及び關係方面と連絡協議の結果、前記の朝鮮人学校に対し教育法第十三條によつて学校閉鎖を命ずることに決したのである。

四、一方神戸市当局は兵庫縣からの通牒により四月八日神樂校(二校)二宮校、神田校の四校に立退を通告、翌九日重ねて兵庫縣より学校閉鎖命令が發せられたので、同日右閉鎖命令を各關係朝鮮人代表に傳達手交した。この間朝鮮人代表はしばしば小寺市長に面談閉鎖反対の陳情をしていたが、その都度市長はこれを拒否していた。

五、四月十二日朝鮮人学校父兄代表三十名が副知事に面会を求め、学校閉鎖命令の撤回、立退の猶予、私立学校設置認可手続を簡單にされたき旨等の要求を提出したが、副知事はこれに対し命令の撤回及び立退猶予は不可能なことを、学校の認可は法規に従うことを回答したので、代表は父兄と相談する旨答えて退出した。

四月十五日の檢挙
一、四月十四日父兄代表約三十名(後に約七十名となる)が知事に面会を求めて来たが、知事、副知事不在のため午後一時半頃から堀教育部長が副知事室にて面会、再び閉鎖命令の撤回、あるいは立退猶予等を申し出たが、部長より不可能なる旨を回答した。これに対し代表者達は部長に対し罵詈雑言し、迫つて来たが、そのとき偶然にも外國人が入室して来たので、午後五時頃部長は部屋から脱出したが、その後に残つた恩賀學務課長を取り囲み、徹夜押問答をして、十五日午前三時頃双方交渉を一時中止休養することとなり、双方とも十五日朝まで副知事室にいたのである。

二、四月十五日朝九時過ぎ、知事は關係當局よりの呼出により出頭、十時頃より渉外局長室において朝鮮人代表五名と会見することとしたが、代表者との間に会見場所及び代表者数は同意見対立、代表者は会見に應ぜず、遂に正午頃

知事は所用のため外出、ために知事と代表者との会見不可能となつたが、代表者約七十名は依然として副知事室を立ち退かず、午後一時半縣當局は即時立退を勸告したが應ぜず、午後六時に至り再び立退を勸告したが更に應ずる氣配がないので、檢察廳は遂に警察官を指揮して建造物侵入(不退去)被疑事件として右七十名を檢挙(内五名釈放)結局六十五名を拘留、生田、兵庫の二警察署に收容したのである。

三、その翌日より毎日の如く朝鮮人数百名は兩警察署前にデモを敢行、一方連日にわたり朝鮮人側数十名は檢事正に面會被疑者の釈放方を要求して来たが、檢事正は取調終了まではこれを釈放せずとその都度回答した。

四、四月十六日午前十時半兵庫縣、神戸市、檢察廳、警察、裁判所當局が会見、本事件解決方策につき協議したが、同日午前十一時朝鮮人代表四名と会見したが、午後には朝鮮人の來應する者約三百名となつたので午後七時頃立退命令を發し警察權を發動して朝鮮人を退去せしめた。

五、四月二十一日及び二十二日の両日にわたり更に朝鮮人代表七名は縣廳に來り、縣當局に対し拘留中の朝鮮人の釈放、学校閉鎖命令の撤去等を依然として要求して来たが、

何れも交渉決裂、同二十三日最後に知事との間に同様交渉がなされたが、縣當局が斷乎要求を拒絶したため遂に決裂するに至つた。

六、一方神戸市側においては学校管理者として民事訴訟法上の手続により学校舎明渡の仮処分命令を裁判所より受け、前記四校の明渡仮処分を執行したが、右四校のうち二宮小学校は朝鮮人側と多少の紛争があつたが、警官約一五〇名の應援により集會していた父兄を解し執行を終了したが、神田小学校の方は警官の應援により一度は執行を了したが、直ちに朝鮮人約二百五十名侵入して学校を占拠してしまつた。又神樂小学校の方は朝鮮人兒童約千数百名を擁する最も活潑な朝鮮人学校であるから、執行吏二名、弁護士三名、人夫二十五名、市吏員四名、警官約二百名の陣容を以て執行に着手せんとしたが、校庭校舍に參集する朝鮮人は刻々その数を増し、午後六時頃には約千二百名に達し遂に執行不能の状態に陥つた。

四月二十四日騒じよう事件
一、四月二十三日夜關係方面より右明渡仮処分の経過の報告を求められたるにより、神戸市警察長はその結果を報告し、更に關係方面の應援を求めた。然るも、關係方面は本問題は日本警察独自の立場において解決すべきであるとの見解に従い、四月二十四日更にこれが対策を講ずるため午前九時半頃兵庫縣廳三階西南隅の知事室に左記人々が參集協議することとなつた。

縣廳側
岸田知事、吉川副知事、井出國家警察長(暴徒乱入の際是在室)、三宅警備部長、堀教育部長、中田視字の六名市側
小寺市長、岡助、古山市警察局長、安田警務課長、小山保安部長、村上警備課長、田村公安委員長の七名
渉外局側
田中渉外事務局長(暴徒乱入の際是在室せず)
檢察廳側
市丸檢事正、田辺次席檢事右十六名參集の上協議に入り、古山局長より前日の仮処分執行不能の情況等を説明し、二十六日遂行の予定となつていた朝鮮人約三萬のデモ並びに五月一日のメーデーにおける示威運動をも考慮に入れ、仮処分はその後まで延期する方宜しからんとの見解あり、檢事正もまた拘束中の六十五名の取調の關係もあり執行延期に賛成すとの意見を表示し、更に二十六日遂行予定の朝鮮人三萬のデモによりいかなる事態を生ずるやもしれないので、これが中止方を知事、市長において關係方面に要請すること等を協議しつつ

あつたが、時すでに午前十一時頃になつたが、突然知事室の隣室に喚声をあげて多数の朝鮮人乱入し、器物ガラス等を破壊する騒音聞こえ、次いで知事室の入口の扉を椅子にて打ち破らんとするので内部よりこれを阻止する一方、警察長は電話にて急を警察本部に連絡し、警官の即時派遣方を命じていたが、知事室隣室に乱入した暴徒は刻々にその数を増し、口々に「あける」「殺すぞ」等と絶叫し、約三、四十分経過した後、遂に知事室入口のドアを打破り、一時に約百名の暴徒はなだれをうって知事室に乱入し、手当たり次第に椅子、テーブルその他の備品を破壊し、電話線三本を切断、受話器三箇を破壊、知事の事務机に上り、ガラスを破り、二、三十分間は阿修羅の如く暴れ廻り、知事室の様相は一変するに至つた。(私等三名も現状のまま保存されていた知事室を親しく検分したが、その当時の暴徒の暴状は眼前に浮ぶやうで想像を絶するものがあつた。)而して暴徒は知事室に対し閉鎖命令を撤回せよ、今日は全部死を覚悟して来た等と絶叫するので、知事は止むなく代表者数名に面会する旨答えたが、暴徒はあばれるばかりで手のつけようなく、又その数は刻々と増加し、隣室より廊下に充満して来た。このときM・P將校は

下士官二名を伴ひ暴徒を抑し分けて知事室に來り、知事を室外に連れ出さんとしたが、暴徒は暴力を以つてこれを阻止突進したためM・Pの一人は押し倒される混乱状態に陥つた。このとき二名のM・Pはピストルを暴徒に擬したが、猛り狂つてゐる暴徒は何等屈することなく、反対に数名は机上に飛び上り腹部を突き出し、ピストルが何だ、命が惜しいと思つてゐるか、早くうてと反抗して來たのでM・Pは事態の悪化を慮り射撃をなさず約十分間にして退室した。暴徒は更に隣室と知事室との壁を椅子等を以つて打ち破り知事を殺せ殺せと絶叫し閉鎖命令の撤回を迫り書面の作成を強要したので、知事はここに至れば最早万事休すと考え、更に知事以外の他廳の人々に及ぶ危害をも憂え閉鎖命令撤去の書面を作成して手交した。暴徒は更に検事正に六十五名の即時釈放を強要した。検事正は次第と協議の結果、閉鎖命令撤去せられたる以上は一應根本問題は解決された形となつたこと、當時縣廳の周囲を取り囲み氣勢をあげる朝鮮人は数千名に及び、強いてこの要求を拒絶せば流血の惨事を惹起するやも知れない状況にあつたこと、並びに拘束中の被疑者等は犯情悪質のものと思へられず、首謀者数名を起訴すれば足る

こと等の事情を考慮し、遂に暴徒の要求に應ずることとし、次席を直ちに廢廳せしめてその手続をとらせたとである。次いで暴徒は再び知事に對し本日知事室の暴行事件は一切檢査せぬ約束をせよと迫つたのであるが、知事は自己の権限外なることを答えたため、更に検事正に同様これを強要したので、検事正は今外部と連絡を遮断され檢査の態勢をとること能はず且つこの暴徒等の狂暴性より察してこれを拒絶せばいかなる事態を生ずるやもしれずと考え、自己の責任において一應この要求を容れることが事態を拾収するなりと考え、要求通り処置せざる旨の書面を交付するに至つたのである。暴徒は更に市長に迫り仮処分を訴を取下ぐる旨の確約をなさしめ、午後五時頃に至り漸く引揚げたのである。

右の如く前後約六時間におたる交渉の間には縣廳の周囲には五、六千名の朝鮮人參集し、共產黨員の腕章をまいた者が交々たちでアジ演説をやリビラをまく等旺んに氣勢をあげ、縣廳内には約四、五百名の朝鮮人が入りこんでいて、これ又旺んに歌を唱ひ氣勢をあげてゐた。一方遅れ走せ乍ら非常警備配置についた警察官約八百名は内部の各官廳主膳部に危害の及ばん情勢にあつたので、断乎これを檢査するの強行手段に出ることができなかつたのである。

二、かくて凱歌を奏して引揚げた暴徒は縣廳前に參集した数千の群衆に對し目的貫徹せる事を交々報告し、又共產黨と稱する者もまた立ちて、この成功はわれわれ共產黨の援助にまつ所大なるものあり、今後共われわれと手をつないで行くべきであると昂然として演説してゐたのである。

三、しかし四月二十五日午前一時連合軍より神戸市に非常事態の宣言あり、今後神戸憲兵隊隷下に日本警察官が這入ることとなりたるを以つて、これら暴徒を即時逮捕に協力すべき旨の命令あり、直ちに全警官の非常召集が行われ、二十六日午後五時現在において一、一六一名の被疑者を檢査し、そのうちには共產黨員堀川神戸市會議員外数名の日本人も直ちに逮捕さるるに至つたものである。なお、四月三十日現在において檢査人員合計一、五九〇名、内七十四名は日本人共產黨員である。

以上が大阪神戸事件の概要であるが、五月二日日本共產黨神戸地区委員會委員二名小生(中村)事務所を訪問左の如き「朝鮮人教育問題調査概要」なる文書を提出したのである。簡單であるからここに記載する。

本問題は弱少民族たる朝鮮人の自主的文化擁護の要求によるものにして無能力なる日本官憲の一方的抑圧により終に事態の悪化を來たしたのである。

その間わが党は弱少民族文化の擁護のため日本側当局に對してその無能を突き事態の拾収の申し入れをなすとともに朝鮮人側に対しては日本学制による朝鮮人教育の自主性の確立を本問題の解決の基本方針となすべきを勧告する等、本問題の平和的解決のため全力をつくしたのである。事件は四月十五日七三名の不法檢束を見るに至り、いよいよ紛糾し爾後の交渉においても日本側の誠意なき態度は朝鮮人の当局に対する信頼を全く失われしめ、終に二十四日再び十五日の如き不詳事を惹起するをそれた朝鮮人交渉委員は知事室に強行入室、會議中の知事、市長、検事正等と面会し、朝鮮人側の要求たる閉鎖命令の撤回、七十三名の即時釈放等を獲得せるも、同夜中より神戸ベース憲兵隊による朝鮮人等の一齊檢査が開始せられたのである。

四月十五日七三名の不法檢束に至る間の判明せる事項は

一、二十二年十一月二十八日神戸市當局より朝鮮建國促進青年同盟(建青)に對し二十三年三月三十一日まで学校明渡を言い渡してこれを認めさせしたが、大多數の朝鮮人の組織

たる朝鮮人連盟(朝鮮)に対し
では何等の通告なし。

一、本年二月二十八日小寺市長
より三月十八日まで学校明
渡の命令あり、その後引続き
交渉するも進駐軍命令と称し
てかわりの学校の世話も新築
までまづことも拒絶す。

一、四月九日当局より四月十日
をもつて学校閉鎖すべき旨の
命令出る。

一、四月十一日マツノ小学校で
人民大会を開き交渉委員をつ
くり再交渉、小寺市長は「い
やなら朝鮮へかれ」と侮蔑
の言を吐き、閣助役は軍政部
の指示あるまで保留するとの
一筆を入れる。

一、四月十二日父兄総会の決議
文をもつて縣及び市へ交渉、
当局は言を左右にして要領を
えず。

一、四月十三日縣教育部長及び
交渉委員の面前で進駐軍教育
課長は学校明渡の命令は出し
た覚えはないと説明する。

一、朝連学校は縣下に二五六
校あり、この申請した資材
を全部建費に渡している。

二、建費は架空の学校二六校
を作り、一切の学用品、生
ゴム等の配給を受けこれを
横流している。

これらの関係書類に縣教
育部長は捺印している。

四月十四日から十五日にかけ
て徹宵交渉の結果十五日午前
二時に至り、午前十時に面会

すると知事より回答あるも、
同刻に至り知事は約束不履
行、交渉員中二名は軍政部に
連絡し、会議中と称する知事
は不在廳内にもおらず、その
中總務部長も姿を晦まし午後
五時生田署長は交渉委員に退
去を命ず、交渉委員は交渉継続
中なる証明書を指示するも廳
内に不良團體徘徊、午後六時遂
に武装警官約百名は朝鮮人男
女交渉員七三名を檢束中婦人
姪娘三箇月もの一名流産、
一名腕骨折、なおこの檢束は
その後の交渉により判明せる
ところによると生田署長は小
山縣保安部長の命だと言ひ、
小山部長は知事の命令だと責
任のなすりあいをなし、檢事
の拘引状なきため四十八時間
の拘留期間がすぎても檢察廳
側の起訴手続をとりえない醜
態を暴露した。

以上は神戸事件に関する概
要である。

四、事件に対する觀察
以上の調査よりして左の如き
觀察に到達した。

本事件は朝鮮人学校閉鎖命令
に端を発しているが、單なる教
育行政に関する面のみではな
く、次の如き諸種の原因が包含
されている。

(イ) 朝鮮人内部問題即ち朝鮮
人連盟と建國促進青年同盟と
の間の思想的な対立その他諸
種の理由により相剋が大きな
原因となつてゐること。

(ロ) 文部省の方針その徹底を
欠きたため、学校閉鎖命令
の緩嚴は各地方長官の独自の
見解に基きてなされたもの
との誤解を朝鮮人に與へたる
こと。

(ハ) 神戸事件においては特に
行政処分たる学校閉鎖命令は
直ちに校舎明渡という民事訴
訟法の効力を生ぜずとの朝鮮
人側の主張に對し縣当局がこ
れを反駁するの資料を持つて
いなかったこと。

最後に
五、所見結論を申し述べる

(一) 日本人たると朝鮮人たる
とを問はず、政府は法律に従
わねばならず、對しては司法權の
發動を徹底し、法の威信を
嚴守すること、なお第三國人
に對してはその違法の程度に
よりこれが本國送還を考慮す
べきこと。

(二) 朝鮮人学校閉鎖問題に関
しては觀察のところで述べた
如く、行政命令の緩嚴が各地
方長官独自の権限にあるかの
如き誤解を與へしめ、從つて
兵庫縣知事独り強硬なる態度
なりと誤信せしめた結果、不
詳事を惹起したのであつて、
これに對しては文部省が一片
の通牒を發するのみにて各府
縣知事の各種各様の態度をと
ることを放任し、一元的に一
貫した方針を堅持してこれに
臨まなかつたことに重大なる
責任ありと見料す。

(三) 神戸地方檢察廳の市丸檢
事正が四月二十四日暴徒の脅

迫により四月十五日檢査の被
疑者六十五名を釈放するに至
つたことは法の威信を傷つけ
極めて遺憾であるが、実情調
査の結果あの場合止むをえざ
る処置と認む。

(四) 岸田兵庫縣知事が四月二
十四日前記同様の脅迫により
一度発したる学校閉鎖命令を
撤回したることは地方長官の
威信と行政命令の權威とを傷
つけ、はなはだ遺憾ではあつ
たが、これまたあの場合止む
をえざりし処置と認む。

(五) 四月十五日の被疑者檢査
あり、且つ兵庫縣知事の閉鎖
命令の發令により何時いかな
る不詳事が發生するやも知れ
ざりしことは充分察知しえた
にもかかわらず兵庫縣國家警
察長及び市自治警察長等がこ
れに對処する万全の策を講ぜ
ず、遂に二十四日の不詳事態
を發生せしめたことにつき
ては、命令系統としては兵庫
縣公安委員會及び神戸市公安
委員會に、又實質上は縣市各
警察長にその重大なる責任あ
るものと認む。

(六) 取締の面よりみて二十四
日の不詳事を未然に防ぎ、更
にこれが發生に當り鎮圧しえ
ざりしことについては警察法
の不備、例えば一地方に勃発
した騒ぎよう事件につき地方
長官をして一元的に迅速且つ
簡單に警察權を掌握せしめり
る規定を欠き、且つ國家警察
官及び自治體警察相互間の連

絡、國家警察より自治體警察
への連絡の点につき何等の規
定なきことの欠陥あり、速か
に政府において、或は國會が
進んでこの欠陥を是正する政
府法律案提出の要なること
を認むるとともに、政府は更
に警察法の運営に關し速かに
適宜の処置を講じ、情報の蒐
集、機動力の強化、裝備の改
善等に全力を傾倒すべき必要
あることを痛感する。

(七) 最後に本事件につき共產
黨本部よりの指令ありたりや
否やの点は、われわれの調査
の範圍内においては不明では
あるが、朝鮮人学校閉鎖問題
に關し各地のフлак活動が相
當活潑であつたことは共產黨
員目からの言より明らかであ
る。從つて政府は今後の取締
の結果、再建路上にあるわが
國の現状に鑑み、若し騒擾罪
の如き破壊的犯罪に對する共
犯又は教唆等の事實判明せる
場合は斷乎たる処置をとるこ
とに斷じて怯懦であつてはな
らない。若し取締の結果傳え
らるるが如き共產黨本部より
の指令ありとの事實が杞憂に
すぎないことが判明すれば誠
に幸と言わねばならない。

以上が調査の結果到達した結論
である。

右報告する。

昭和二十三年五月十日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡鶴吉殿

添附書類

朝鮮人学校閉鎖校

校名	校長名	男	女	計	教員数	貸與校
大阪市朝鮮師範	金鐘銘	一〇七	一一	一二九	一五	菅北
北支那朝鮮学校	金性翊	一三九	二八	二六七	五	豊崎本庄
東南朝鮮学校	虎元博	八五	六八	一五三	四	桃谷
東成森町朝鮮学校	金平和	一〇〇	一〇六	二〇六	七	北中道
東成南朝鮮学校	金奉旭	七七	六一	一三八	三	大城
東成西朝鮮学校	金錫昨	一七二	一二七	二九九	四	東中本
朝鮮中学校	宋文香	三〇二	一二六	四二八	一六	生野三中
生野支部第三	趙才挾	二八〇	二四九	五二九	六	東小路
生野支部第四	梁剛正	一四五	一三九	二八四	六	中川
生野支部第七	趙直九	二八九	二八六	五七五	六	田島
旭第一	李宋根	一八	九四	一一二	六	中島
城東支部第二	金長水	七四	一〇二	一七六	一	中濱
城東支部第一	黃王周	二二九	一八一	四一〇	六	榎並
西成第一	李在福	二五六	二二五	四八一	八	松宮
大正	李太平	六三	五二	一一五	五	泉尾
中河内興校中西	趙鏞達	二二三	一一六	三三九	八	巽校
三島郡茨木	朴魯永	四九	三七	八六	二	茨木
泉南郡多奈川	李奉國	一一〇	一〇七	二一七	四	校舎使用
豊能郡西能勢	崔欣榮	一一	七	一九	一	同セズ
計(十九校)		二、八三〇	二、一八七	五、〇一七	一一三	

日本共産党関西地方委員会

- 親愛なる朝鮮の皆さん
- ◎ 不当な閉鎖令を即時撤回せよ
 - ◎ 弾圧につかう税金反対!
 - ◎ 朝鮮人に選挙権、被選挙権を與へよ!
 - ◎ 朝鮮人の教育費は日本政府負担。教育は朝鮮人の手で
 - ◎ 大・三制の予算をやせ。人民の爲の國家予算をくめ!
 - ◎ 学童に無料給食せよ!
 - ◎ 南鮮の右翼團體の策動を粉碎せよ!
 - ◎ 帝國主義戦争挑発反対!
 - ◎ 朝鮮人諸君は李舜臣の救國の精神をもつて日本共産党へ入れ

昭和二十三年十一月三十日印刷

昭和二十三年十二月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局